

Title	公共図書館における電子書籍利活用の諸問題と提供モデルの考察：社会的諸相から見た電子書籍の流通システム
Author	家禰, 淳一
Citation	情報学. 9 卷 1 号, p.25-56.
Issue Date	2012
ISSN	1349-4511
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学創造都市研究科情報学専攻
Description	
DOI	

Placed on: Osaka City University

公共図書館における電子書籍利活用の諸問題と提供モデルの考察

—社会的諸相から見た電子書籍の流通システム—

Problems of utilization and delivery models for e-books in public libraries

—E-book distribution system as seen from the social aspects—

家禰 淳一†

YANE, Junichi

概要 電子書籍を取り巻く社会的な諸相を分析し、公共図書館における電子書籍の提供モデルを考察した。2010年は、電子書籍元年といわれ、アップル、アマゾン、グーグルのいわゆる黒船3社の電子書籍販売戦略の脅威を背景に、日本の出版業界における電子書籍販売プラットフォームが様々な形で顕在化し、国立国会図書館の蔵書の大規模デジタル化や、現行著作権法改正の動きなど、国家的戦略なども活発な変化を見せており、それらの動向の分析を行った。国立国会図書館のデジタル化資料や、今後、法定納本されるであろうデジタル資料の公共図書館での利活用を基本にし、クリエイティブ・コモンズ、公共貸与権導入の問題などを、公共図書館における電子書籍提供のための仕組みの中に組み込む可能性を考察した。

キーワード：電子書籍，公共図書館，デジタル化，著作権法，コンテンツ

Keywords：E-books, public libraries, digitization, copyright, content

1. はじめに

本稿は、公共図書館における電子書籍の利活用の方法を探り、社会的諸相を分析しながら、「知の拡大再生産」のための電子書籍提供モデルについて考察することを目的とする。

2010年は、Apple¹（以下：アップルと記述）、Amazon.com²（以下：アマゾンと記述）、Google（以下：グーグルと記述）が、電子書籍のプラットフォームによって欧米の電子書籍市場を拡大し、その話題が誌（紙）上を賑わしていた。一方、日本における電子書籍の歴史は古く、ガラパゴスと言われた携帯電話が、独自に高度な機能を搭載しながら進化し、国際標準から取り残されていった³が、この携帯電話を中心に、電子書籍分野では、携帯小説、あるいはコミックが、電子書籍市場を拡大していた。しかし、本格的な電子書籍の市場は、アメリカに大きく後れをとってしまった。Kindleの登場で数千冊が持ち運べ、Googleブックス⁴によって、デジタル化した

資料の全文検索が可能になり、人類の知の蓄積である書籍の全文が、次々にインターネット上で読むことができるようになってきた。まだまだ先の未来の話であろうと思っていたことが、すぐ目の前まで現れてきたのである。

本論考では、公共図書館における電子書籍提供事例を検証することと、国立国会図書館の資料電子化事業に関わる資料提供の動向、市場の動向、電子書籍の流通に関わる国家施策の動向を、背景として捉え、電子書籍における知識の流通について、問題点を明らかにし、公共図書館における電子書籍提供モデルを考察していく。

2. 公共図書館の電子書籍貸出サービス

公共図書館における電子書籍提供サービスは、大手印刷会社などを中心に図書館向けプラットフォームが模索される中、いわゆる「電子書籍元年」といわれた2010年以降、活発な動きを見せている。

公共図書館での電子書籍閲覧・貸出サービスは、2002年6月に北海道岩見沢市が、「10daysbooks」⁵提

† 大阪市立大学大学院創造都市研究科修士課程

供の岩波文庫や東洋文庫、マンガ等の電子コンテンツを閲覧できるサービスを開始したのをはじめ、2005年5月には、生駒市立図書館が、パブリッシングリンク⁶と提携し、ソニーの電子書籍端末 LIBRIe⁷を貸出して、電子書籍を閲覧できるサービスを開始した。この二つのサービスは、すでに終了している。さらに2007年11月には千代田 Web 図書館⁸が電子書籍貸出サービスを開始し、それとほぼ同じ形のシステム構成で、2011年1月から堺市立図書館が電子書籍貸出サービスを開始した。また、2010年12月には、総務省の平成22年度「新ICT利活用サービス創出支援事業」¹⁰採択事業の一環として、鎌倉市と採択事業者であるビジネス支援図書館推進協議会、日本ユニシス、ミクプランニングが共同で実施した電子書籍プロジェクトがモニターを募集し、電子書籍の実証実験を実施した。そして、2011年3月に、オープンした萩市立萩図書館¹¹が、電子書籍の貸出サービスを始めた。鎌倉市立図書館と同じように、市民モニターを募集して、2011年7月から静岡県立中央図書館が「電子図書館体験プロジェクト」¹²を開始、2011年10月から、札幌市中央図書館が電子図書館実証実験を開始¹³し、タブレット端末の貸出も行う。こうした、一連の電子書籍の公共図書館での貸出サービス実証実験、あるいは、実際にサービスを展開するところなどが、特に2011年に入って顕在化してきた。

2.1 ベンダー提供の公共図書館向け電子図書館システムについて

ベンダー提供の電子図書館システムは、人員（労働資源）の面や、コストの面から、比較的容易に導入できるシステムである。

DNPは、2010年7月5日に電子出版など出版社の著作権契約管理業務をサポートするクラウド型 BPO (Business Process Outsourcing) サービスを開始し、7月27日に凸版印刷とともに発起人となり、「電子出版制作・流通協議会 (AEBS)」¹⁴を設立した。その活動内容は、「①電子出版制作・流通ビジネスに関連する情報共有、②制作・規格・仕様・流通に関する協議、③電子出版産業の発展と普及にかかわる活動、④電子出版制作・流通ビジネス日本モデルの検討及び協議、⑤商業・公共・教育・図書館等電子出版関連分野に関する情報共有」¹⁵というものであり、出版や新聞、通信、電機など89社が参加した。8月4日には、通信事業会社との連携を図るべく、NTT ドコモと電子出版ビ

ジネスで提携した。この提携での DNP の電子書籍ビジネスモデルは、あくまで携帯端末（スマートフォン）向けに、書籍、雑誌、コミックの配信を狙っていたのである。日本の電子コンテンツは、コミックを中心に独自に携帯電話向けに発達してきた経緯があり、「魔法のiらんど」¹⁶などで、若者層をターゲットに市場が成長してきていたのである。開発された市場に、コミックだけではなく、アメリカなどで本格的に市場が拡大しつつある電子書籍の分野についても、この NTT ドコモとの提携によって、日本型電子書籍販売プラットフォームを創造しようとしていたのである。この背景には、やはり、グーグル、アップル、アマゾン主導のいわゆる黒船と呼ばれるアメリカ型（あるいは垂直統合型¹⁷）の電子書籍販売プラットフォームの脅威があり、こうした創り手側と通信側の提携は、それに対する対抗戦略と考えられる。DNP・CHI グループと図書館情報システム開発の NEC との連携によって、公共図書館向け電子図書館システムが提供されたのである。

2.2 DNP・CHI グループの図書館向けプラットフォームの分析

DNP は電子書籍流通分野を2つの属性に分けている。それは、①流通ライセンス分野、②販売・流通分野である。この流通ライセンス分野は、創作者側のコンテンツホルダとして、著者と出版社がある。そしてそのライセンスを管理する部門として、ASP サービス (Application Service Provider Service) を提供する取次の役目を持つ株式会社モバイルブック・ジェーピー (MobileBook.jp)¹⁸、デジタル化とインフラ構築は DNP である。販売・流通分野は、サービス提供部門（営業）である丸善株式会社¹⁹（以下：丸善と記述）と株式会社図書館流通センター²⁰（以下：TRCと記述）が分担し、図書館あるいは顧客がエンドユーザーという構造になっている。このモバイルブック・ジェーピーは、紙の書籍と同じように、生産者から販売に至るまで、ライセンス管理等の取次としての役割に特化している。丸善はすでに丸善 CHI グループの完全子会社化しており、同じく TRC も DNP の子会社である。それぞれの役割を担う会社同士は、すべて契約関係でこの流通構造が成り立っている。大手印刷会社が書籍をデジタル媒体変換したデータを持っており、著作権者、出版社との契約が成立すればすぐにデジタル加工されたコンテンツをこのプラットフォームに乗せるこ

とが可能である。いわゆる水平分業型の構造となっているのである。

2.3 ベンダー提供の電子書籍コンテンツの内容及び契約の考察

ベンダー提供の電子書籍貸出システムは、クラウドコンピューティングによるサーバーからのコンテンツの閲覧であり、電子図書館システムとの通信の権利と通信費の一体型契約であるため、次回リプレースでのベンダー囲い込みによる随意契約の必要に迫られる可能性がある。

また、コンテンツが図書館の蔵書という概念からの財産的な問題点がある。すなわち、コンテンツの権利主張の問題である。もし、ベンダーとの契約を解消した場合、買い切り契約をしているコンテンツの権利主張ができるのかという問題である。

さらに、図書館向け電子書籍のコンテンツ数の問題である。電子書籍は著作権者と出版社がどのビジネスモデルを選択するかによって、コンテンツ数が増えるかどうかのメルクマールとなる。さらに図書館での貸出については、現行著作権法において、デジタルコンテンツの公衆送信権が著作権者の権利制限条項になっていないため、著作権者の許諾が必要となる。そのため契約金が、コンテンツのライセンス料金に反映していると考えられる。

2.4 電子書籍とそれ以外の資料とのコストパフォーマンス比較

堺市立図書館における蔵書のうち、電子書籍とそれ以外の資料について、それぞれ貸出するために、どれだけの経費がかかっているのか試算してみた。ただし、この試算は、公式に公開されている決算資料と電子書籍の貸出予測冊数（年間の貸出冊数統計が確定していないため予測冊数となっている）を使用して、筆者が独自に計算したものであり、あくまで参考的な意味にとどめておきたい。

図表：2.4-1が、資料費、電算システム、図書館情報システム、図書館情報システム開発費÷5、人件費等、直接資料の貸出に関係すると思われる経費を年間貸出冊数で除したものである。ただし、人件費は概算ではあるが、教育委員会事務局の正規職員の総人件費を図書館の正規職員の人数割を当てている。労働時間的には、その約3分の1がカウンター業務にあたるた

め、図表のF、G、Hについては、3分の1にすべきところであり、そうすると、電子書籍以外の資料の1冊あたりの貸出に要する経費は、82円になる。この表からは、人件費がかなりの額を占めることがわかるが、電子書籍の貸出に際して人件費がかからないといっても、貸出冊数が相対的に少ないことから、1冊の貸出に要する経費は多少高くならざるを得ない。例えば、電子書籍以外の資料の1冊あたりの貸出に要する経費を82円とした場合、それと同じコストになるためには、現状の電子書籍の貸出冊数の約1.7倍の貸出冊数が必要になる。

電子書籍の貸出冊数を増やすためには、コンテンツ数を増やし、さらに、コンテンツも多様な構成にする必要があると考えられる。

2.5 クラウドコンピューティングにおける問題点

ベンダーのコンテンツサーバーを結ぶASPを利用した公共図書館の電子書籍貸出システムのセキュリティについて考えてみたい。こうしたシステムは、電子ジャーナルの場合も同様のアーキテクチャであり、図書館側サーバーの維持管理のコストと人員は全くかからないという点においては便利である。そのため、今後ほとんどのシステムがクラウドコンピューティング²¹へと移行していくであろうということが伺えるのである。このASPシステムでは、利用者は、ID（利用者番号）とパスワードでログインし、ベンダー側サーバーのサブ認証システムから目的のコンテンツの貸出手続きを受けることになる。図書館のサーバーには利用者IDと貸出コンテンツのアクセスログが残り、同じくベンダー側サーバーにも利用者IDと貸出コンテンツのアクセスログが残る。契約書において利用者の個人情報保護について記述されているとはいうものの、このアクセスログが、クラウド側に残るということが、果たして、個人情報を扱う（読書記録が個人の思想信条にも関わることがある。）ことになる図書館において、また、公共という立場において適切であろうか。読書の秘密保持という図書館の自由の観点からも、少なくとも自治体としてはシステムのセキュリティについて、技術的な面と契約的な面から認識している必要があるのではないかと考える。これは、公共施設の特に個人情報に関わるデータについて、クラウドコンピューティングを利用した場合の公共のシステム上の問題点と同じジレンマを持つといえるのである。

クラウドコンピューティングのこうした個人情報

に関わる問題を示した一つの指針として、『クラウド（ネットワーク）におけるプライバシー：個人情報をクラウドに移すための法的枠組』²²がある。これには、個人情報をクラウドに移転する場合、特に、法的に留意すべき事項が述べられている。個人情報をクラウドコンピューティングに移しているわけではないが、認証サブシステムからクラウドを利用するところで、利用者が公共ではないサーバーへのアクセスを行っていることについての問題点が検証されていないことの危惧（サイト内検索に Google を使っていることも、この問題点にあたる。）は否めないのである。

図表：2.4-1 資料貸出の1冊あたりに要する経費

	経費 (円)	年間貸出冊数(冊)	1冊貸出あたりの経費(円)
資料費（電子書籍以外）	A 101,540,419	① 4,675,356	(A + (C~H 合計)) ÷ ① + 9.2
資料費（電子書籍）	B 3,326,223	② 6,509	B ÷ (② × 4) + 9.2
Tool-i 使用料	C 252,000		
TRC マーク使用料	D 3,045,000		
図書紛失防止用磁気テープ	E 1,024,000		
人件費（教育委員会全体から人数割り概算）	F 596,854,041		
人件費（短期臨時職員）	G 94,672,300		
非常勤職員報酬等	H 7,177,701		
電算システム 借り上げ料	I 8,698,268		
図書館情報システム保守料	J 9,704,898		
図書館情報システム回線使用料	K 6,739,130		
図書館情報システム開発委託料（繰越明許費）÷5	L 15,750,000		
図書館システムネットワーク工事（繰越明許費）÷5	M 2,291,381		

※ 電子書籍の1冊貸出あたりの経費は、1年間の貸出統計がないため、2011年1月～3月の3ヶ月の貸出冊数に4を乗じた数値である。

※ (I+J+K+L+M) ÷ 年間貸出冊数(合計) = 9.2 円

※ 人件費を貸出返却業務だけに絞った場合、時間的に約3分の1のコスト（(F+G+H) ÷ 3 = 232,901,347 円）が適当であると考えられる。

※ L と M は図書館情報システム開発費のため、5年リブレースを考慮し5で除している。

統計数値出典：
堺市財政局財政部財政課『平成22年度 決算説明資料』2011.8.
堺市立中央図書館『図書館概要 平成22年度 統計と活動』（平成23年度版）2011.7.

3. 国立国会図書館の電子図書館構想と公共図書館

この章では、国立国会図書館の電子図書館構想について考えていく。

2009年度の補正予算により国立国会図書館の資料電子化が大きく進むこととなる。それまでに、国立国会図書館が歩んできた電子図書館構想における資料電子化に焦点を絞り、その流れとポイントとなるトピックの問題点を検証する。さらに、2010年から2011年9月までの動向と今後の予測から、国立国会図書館の電子化資料等を公共図書館において利活用する方法を考察する。

3.1 パイロット電子図書館実証実験以降の成果

パイロット電子図書館実証実験は、1994年から始まった情報処理振興事業協会（IPA）²³が、国立国会図書館と共同で推進した実験システムである。このプロジェクトには、二つの柱があった。一つは「電子図書館実証実験システム」であり、もう一つは、「総合目録ネットワーク利用実験システム」であった。後者は、総合目録のネットワークを構成し、そのシステムを構築するものである。その前年の1993年には、ホームページ閲覧ソフト「Mosaic」が開発され、インターネット利用が増加した。1994年には、アメリカで、デジタルライブラリーの研究開発をするプログラムであるDLI（Digital Libraries Initiative）²⁴が始まった。1995年には、「情報社会に関する関係閣僚会合」がブリュッセルで開催され、G7電子図書館プロジェクト²⁵が始まり、同年のIT市場では、Windows95が発売されている。インターネットがこれを境に日本において一般家庭に急速に普及し始めたが、その前年1994年のIPAのこの実証実験プロジェクトは、こうしたネットワーク社会の到来を見越し、情報のネットワーク共有の準備をしていたといえる。大学図書館はNACSIS-ILLが動いており、ネットワークがつながっていたが、一方、公共図書館については、それまで、ILL（Inter Library Loan）はFAX通信または、パソコン通信を通じて情報をやり取りしていただけであり、図書館の蔵書検索システムも、業務システムの機械化はされていたものの、多くは館内OPACが整備されていなかった。この時点で、大学図書館システムとの格差が生じ

ている。パイロット実証実験システムの一つの柱がこの「総合目録」構築と、それに伴うILLのネットワークを通じた仕組みの構築であった。

もう一つの柱であった「電子図書館実証実験システム」について概観する。この実証実験において、国立国会図書館は、国立国会図書館関西館（以下：関西館と記述）での電子図書館システムの基盤技術を準備したのである。このプロジェクトの目的は、図書館がこれまで収集・蓄積してきた知的財産を、電子化によって、保存・利用を図ることである。これまでの紙媒体の印刷物や、マイクロフィルム等を、電子化してデータベースに蓄積するのであるが、国立国会図書館と民間提供の約1,000万ページの資料を、画像データ・テキストデータで電子化していった。

関西館構想の実証実験は、国立国会図書館所蔵の貴重書と、大部分はパブリックドメインの資料、著作権の発生しない資料等が中心であるということが、この表から伺える。実験段階であるため、電子化におけるファイル形式、画像解像度、保存媒体などが最も問題とされた。ファイル形式や動作環境が、汎用的なものであるのか。解像度によって、文字等が判読できるのかななどの検証実験が行われていた。その後、NDL所蔵貴重書と明治期刊行図書は、近代デジタルライブラリー²⁶に引き継がれてゆく。

3.2 国立国会図書館の電子図書館構築の流れ

国立国会図書館は、1996年度に「電子図書館構想策定のための作業指針」を定め、2年後の1998年5月に「国立国会図書館電子図書館構想」²⁷を策定した。1990年代には、情報ネットワークが急速な進展を示す中で、出版物の電子化による保存と、電子出版物、電子化資料のネットワークを通じた提供を主な目的に、国立国会図書館が「ファースト・リゾート」としての役割を果たすべく、この構想が策定されたのである。さらに、1999年2月に、納本制度調査会から国立国会図書館長へ「21世紀を展望した我が国の納本制度の在り方—電子出版物を中心に—」²⁸という答申が出されている。この納本制度調査会は、1999年4月に改組改称され、2011年の現在に至るまで、納本制度審議会として会議が開かれている。それまでは、パッケージ系資料は納本の対象とされていたが、オンライン資料は対象外とされていた。しかし、インターネットによるネットワークの発達によって、オンライン上でしか存在しない資料も増えてきており、知識の蓄積のた

め、それらを収集対象にすることが必要になってきた。そして、オンライン資料についての議論が一定まとめられ、2010年6月7日、第19回納本制度審議会において、「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」²⁹が国立国会図書館長に答申された。この答申は、いわゆるオンライン資料の納本によって想定される諸問題について、個別の事例で言及している内容となっている。その中で、収集対象となるオンライン資料の定義・範囲や、資料を保存活用するために、DRM (Digital Rights Management) ³⁰の解除の義務付け、さらに、さまざまなフォーマットとその再生環境に対応するために、保存に当たっては、マイグレーション³¹の問題があること、納本に当たっては、利益を含まない必要経費の補償金の支払いが必要であることなどがうたわれている。また、国立国会図書館、関西館、国際子ども図書館の館内閲覧に関しては、出版社の経済的損失補填はしないという、有形の紙資料と同じ取り扱いであることが示されている。電子納本とは別に、2000年に「電子図書館サービス実施基本計画」³²の策定、同年「貴重書画像データベース」開始、国際子ども図書館開館、「絵本ギャラリー」提供開始という流れがある。2001年には、明治期刊行図書電子化作業開始。2002年には、国立国会図書館関西館が開館し、「近代デジタルライブラリー」が提供開始されている。2003年のユネスコ第32回総会³³において「デジタル遺産の保存に関する憲章 (Charter on the Preservation of the Digital Heritage)」³⁴が採択されたことを背景に、各国がデジタル情報の保存を喫緊の課題とする中、2004年に「国立国会図書館中期計画2004」³⁵が策定され、その中で、図書等のデジタル化、webアーカイブを含むオンライン情報資源の収集、アクセスや保存のための情報(メタデータ)の付与などを、計画の目標として掲げていた。2009年、国立国会図書館に蔵書の電子化予算として125億9800万円の補正予算が措置された。この予算額は、それまでの2000年度から2009年度当初予算までの10年間の合計約14億円の電子化予算に比べると、急激な増額であった。その後、2010年10月8日『「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」について』³⁶が閣議決定され、その中で、「デジタル・コンテンツの利用促進【内閣府、経済産業省、国立国会図書館】」として「地域の雇用創出に資する国立国会図書館所蔵資料のデジタル・アーカイブ化及び書籍等のデジタル化の推進に係る事業の前倒し等を通じて、デジタルコンテンツの利用環境を整備・改善する。」と定められている。当時、

日本経済は、デフレ経済から抜け出せず、完全失業者数は302万人、完全失業率は4.6% (平成23年2月確定値)³⁷と、依然、完全失業率は高い値を示している状況であるという社会的な背景を抱えていた。そのため、政府は国家施策として、公共事業の補正予算措置により、雇用創生による失業者対策を図ってことが、経済政策の大きな柱としていた。すなわち、この国立国会図書館の125億9800万円の補正予算の使い道の目的には、そうした雇用創生ということも含まれていたのである。

3.3 長尾構想の分析

長尾真が国立国会図書館館長に就任したのは、2007年のことである。長尾構想(長尾私案)(図表3.3-1)は、国立国会図書館に法定納本された出版物を、いかにして国民が利用できるようにするか、そして、いかにして、知識の入手を可能にし、アクセシビリティを高め、利用者負担を無くし、無料の原則を守りながら、「知の拡大再生産」を図っていくかということが、基本的な目的である。

長尾は、著作権のうち、公衆送信権に関わって、「利用者が最寄りの公共図書館に来れば国立国会図書館に蓄積されている全ての電子化された図書・資料が閲覧できるようにする必要がある。そのためには国立国会図書館から公共図書館に対してデジタルデータの送信をせねばならず、そのために公衆送信権に制限をかける必要が出てくる。これは著作権者や出版社に損害を与える可能性があるため、公共図書館は何かの基準で補償金を支払うなどの工夫が必要となる。これは国民の知る権利の保障であるから、国としてそのための予算の手当てをする必要があるだろう。」³⁸と考えている。補償金は、映画の場合、民事契約により支払われる。著作権とは全く違うが、国家が損害を補填する意味合いは、公共貸与権的なアーキテクチャである。公共貸与権については後述する。

国立国会図書館や公共図書館は「無料の原則」によって、資料の閲覧・貸出に際して、対価を徴収することはできないが、それがデジタルコンテンツになると、インターネットが利用できるネットワークのインフラとデバイスがあれば、(法的縛りがなく、電子書籍を含むデジタル情報を、図書館から自由に配信できる状態にあるならば)利用者は自宅にいながら、無料で情報を手に入れることができることになる。糸賀は、特に商用オンラインデータベースについて、「従量制の料金

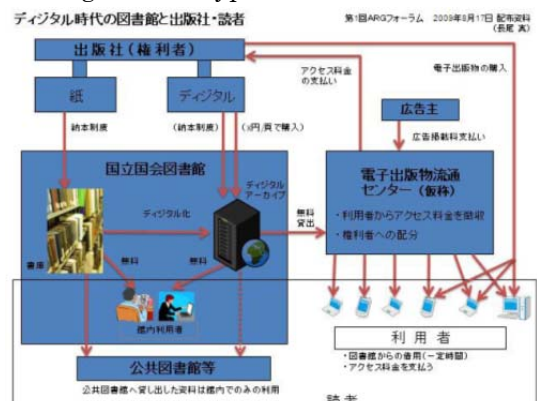
体系をもった資料に図書館が対応しようとする、可変費用が増大することによりその点で影響を受ける。個人的にはそうした環境下では「限界費用」分だけは利用者に負担してもらうという選択肢があってもよいのではないかと論じており、さらに、市場の成立するサービスについても、政府や地方公共団体がそこに介入する場合、同種のサービスを無料で提供するわけにはいかないと主張している。国立国会図書館による電子書籍無料配信を考えた場合、著作権者や出版社は、経済的な損失を受けることが考えられる。これは知識の流通とは別に、知を創出する側のビジネスモデルが崩壊してしまう可能性もあるため、非常にデリケートな問題を含んでいる。長尾構想では、例えば、利用者の図書館までの交通費を想定して、自宅まで送信することによる著作権者や出版社の損失を、交通費程度の課金による利用者負担で、貸出サービスを提供するとしている。ただし、国立国会図書館は無料の原則があるため、長尾構想では、デジタル化した資料と電子納本された資料を、電子出版物流通センター(仮称)に無料貸出した後、そのセンターが、電子書籍の流通管理と収入金の管理をし、そして、収入金は著作権者、出版社に還元するというシステムを想定している。

長尾構想に関して、一つの論争がある。出版界の専門紙『新文化』紙上における論争であるが、出版流通対策協議会会長の高須次郎がオンライン出版物の納本に関して、いわゆるグーグル・ショック後に、長尾構想が前提としてあり、長尾構想そのものが、国策としてオンライン系電子資料の納本とその利活用が、グーグルに対抗する一つのビジネスモデルと考えており、そのことが出版業界に損害を与えるものであると批判した⁴⁰。そのことを受けて、湯浅俊彦が、長尾構想はグーグル・ショック以前の2008年4月の段階ではじめて出てきたビジネスモデルであり、非営利事業体として電子出版物流通センター(仮称)があるのであって、国立国会図書館は、電子書籍を無料で提供していくもので、利益を得ようとしているわけではないと反論した⁴¹。この論争は、国立国会図書館の資料デジタル化に関して、ステークホルダーとしての出版流通対策協議会⁴²との利害対立構造を浮き彫りにしているケースと言えよう。特に出版やジャーナリズムに関わる者たちにとっては、国家の言論規制と必然的に対立しないといけない使命感があり、国家主導の電子書籍流通に対して、どこか懐疑的な意識があるのではないかとと思われる⁴³。こうした利害対立の分析は、村上、杉本、北の論文『国立国会図書館電子図書館構想の

変遷と課題—合意形成過程としてみた「長尾構想」を中心に』⁴⁴に詳しく論じられている。国立国会図書館は、2010年1月施行の著作権法改正前に、「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」を開催し、その第一次合意事項(国図企090319001号 平成21年3月23日)⁴⁵を公表している。その中に、国立国会図書館所蔵資料のデジタル化は、画像データの作成を当面の範囲とすること、資料の「テキスト化」の実施については、あらためて、関係者との協議によること、民間の市場経済活動を阻害することがないように十分に留意することが基本合意として記されている。そのため、関係者の利害調整の協議を経たからでないと、今後の国立国会図書館のデジタル資料の活用ができないのである。電子書籍については、明らかに紙の書籍とは違い、DRM等の処理をしない限り、元のデータを変えることなく、いくらでも複製が可能であり、再配分することも可能である。そのため、図書館での提供を考えた場合、営利を目的として流通する電子書籍については、権利者側の経済的な損失補填の主張が出てくることは自明のことであり、権利者に対するインセンティブとして、課金還元の方法、または、税制的な措置による方法によって、利害調整を図ることが必要であろうと考えられる。

図表 3.3-1 長尾私案「デジタル時代の図書館と出版社・読者」

<http://www.meti.go.jp/committee/materials2/downloadfiles/g100317a07j.pdf>

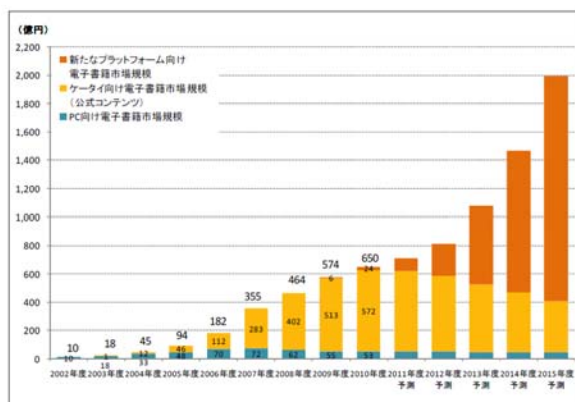


4. 出版市場における電子書籍の動向

この章では、電子書籍における市場の動向を見てい

きたい。2002年から2015年までのデバイス別の表が、「電子書籍の市場規模の推移予測」(図表 4-1) ⁴⁶である。2011年度からは予測数値である。2010年度までは、携帯向け電子書籍市場が急速に拡大しているが、2011年度からの予測では、PC向けと携帯向けが横ばいから減少傾向に転じているのに対して、2009年度から頭角を現した新たなプラットフォーム向け電子書籍市場規模は、2013年には携帯向けとほぼ同程度になり、2015年度には最も大きな市場規模と予測されている。日本型における携帯向け市場での電子書籍は、現在のコミック中心が変わることなく推移し、それ以外の、電子書籍はタブレット端末や、iOS かアンドロイド携帯などのモバイルプラットフォーム、または読書専用端末を利用したプラットフォームへの市場へと拡大していくと考えられている。

図表 4-1 電子書籍の市場規模の推移予測 (2002年度～2015年度) 出典：『電子書籍ビジネス調査報告書 2011』(インプレス R&D, 2011, p.17)



4.1 アメリカにおける垂直統合型のプラットフォーム

市場における電子書籍の代表的なビジネスモデルは、アメリカのアップル、アマゾン、グーグルである。また、SONY、バーンズ&ノーブルなども独自のビジネスモデルを展開している。

アップルは、音楽市場では ipod、携帯市場では、iphone が先行して、顧客要求を満たしていた。さらにその成功事例⁴⁷を、ipad に展開し、タブレット型パソコンを市場に送り込むことで、新たな顧客を創造した。「ハードウェアの物理的な特性(大きさ、重さ、デザインなど)やタッチパネルによる独自の操作性、音楽ダウンロードサイトから続く iTunes アカウントによ

る大規模な顧客ベースと安定的な販売サイトの運営、さらには専用アプリケーションでの操作性の提供、それにとどまらずユーザーが求めるコンテンツの品揃えと品質の提供という一貫したサービスを提供している。こうした一貫した体制であるため、いってみればすべてが純正品で設計されているため、消費者にとっては難しいコンピューター環境の構築から開放され、他社製品を組み合わせで起きるような操作の難しさやサポートの難しさを排除することができる。」⁴⁸ということをアップル製品のコンセプトとしている。すなわち、アップルは、ipod の音楽市場において、多くのカスタマーのクレジット ID を確保したことが、ビジネスのベースとなっている。これら一連の戦略の中で、App Store⁴⁹を立ち上げ、汎用的に電子書籍の販売ビジネスモデルを展開している。

アマゾンは、Kindle をデバイスに、通信機能をそれに持たせる形で、電子書籍に通信費を含ませ、通信における課金を意識させない、しかも購入が容易であるという戦略で、電子書籍販売のビジネスモデルとしている。書籍のオンライン販売をスタートとするアマゾンは、「インターネットというメディアの特性を販売に活かしたり、販売効率を最大化するための様々な定量的なデータに基づいたりするようなマーケティングにたけていたりするばかりか、物流にとまらぬ倉庫業務の最適化についてもビジネス課題の解決策のベストプラクティスとして取り上げられるほどである。(中略)出版物、映画、音楽などの商品を売り手企業からお預かりして、アマゾンのストレージに置き、それを適切にお客様に配送するという基本的なことが事業の核」⁵⁰であるとしている。アマゾンは、こうした書籍のオンライン販売をスタートとしたことにより、多くのカスタマーのクレジット ID を確保したことがビジネスのベースとなっている。また、アメリカにおける紙の書籍は、重量が重く、高額なハードカバー、読み捨てられるペーパーバックという本の文化的諸相がある。それに比べて、Kindle は、重量が軽く、数千冊の蔵書が通勤電車の中でも、どのような場所でも、しかも片手で読むことができる。その Kindle を読書専用デバイスとしたアマゾンの販売戦略は成功した⁵¹。Kindle の登場は、アマゾンが提供する電子出版プラットフォーム Kindle Direct Publishing (KDP) ⁵²という出版販売サービスも提供している。

グーグルの電子書籍販売戦略の端緒は、2004年から始まったグーグル・プリント(現在はグーグル・ブックス)であろう。アメリカにおける著作権のフェア

ユースの考え方による、「ライブラリー・プロジェクト」⁵³では、ニューヨーク公共図書館、ハーバード大学図書館、スタンフォード大学図書館、ミシガン大学図書館、ボドリアン図書館等と提携し、それら図書館の蔵書をスキャンしていき、ブックサーチによる検索を可能とした。パブリックドメインは全文が閲覧可能となり、それ以外は一部閲覧可能となった。利用者は、自宅からブックサーチを検索することで、これらの図書館が所蔵する資料の全文あるいは一部を閲覧できるようになる。さらに、グーグルエディションにおいて、クラウド上の電子書籍アクセス権を売る形態となっている。2008年10月のGoogle Book 和解案では、著作権保持者または作家が、自著についての全収益の63%を受け取るようになっていた。

しかし、この「Google の書籍全文検索サービス「Google Book Search (Google Books)」をめぐる、Google と米国の作家団体 Authors Guild などが合意した集団訴訟の和解案について、米ニューヨーク南区連邦地方裁判所の Denny Chin 判事は米国時間2011年3月22日、両者が作成、提出した修正和解案を認めないとする判断を下した。Chin 判事は「書籍の電子化や、ユニバーサルな電子図書館をつくることは多くの人に恩恵をもたらす」と一定の理解を示したが、「著作権者の許可なく Google が多くの利益を得るこの修正和解案では、同社の立場が極めて有利になり、公正さや妥当性を欠く」と結論を下した。一方で判事は「著作権者が承認した書籍のみを対象にすることで多くの反対意見は取り除かれる」との考えも示した。」⁵⁴米国の作家団体 Authors Guild⁵⁵と全米出版団体 Association of American Publishers⁵⁶ (以後: AAP と記述) が起こした集団訴訟で、2008年10月、Google が一定の金額を払うことなどを条件に両者は和解⁵⁷したが、その和解案を却下した判決が下されたわけである⁵⁸。その後、米ニューヨーク連邦地裁は2011年7月19日、Google Book Search 和解当事者たちから状況ヒアリングを行なったが、修正案が期限までに提出されなかったため、同年9月15日に再度延期され、状況ヒアリングが行なわれた。しかし、修正案は再び提出されなかったため、Authors Guild と AAP とが交わした三者和解案は、破棄されることになり、法廷闘争に持ち込まれることになった。グーグル側は、オプトイン方式への和解案修正を拒否している。The Authors Guild は、2011年12月12日、クラスアクション当事者確認申請書⁵⁹を米ニューヨーク連邦地裁に提出したが、ここに AAP は加わっていないよう

ある。⁶⁰

名和はグーグルがオプトインを採らないのは、法外なコストがかかるためとしている⁶¹。著作権に関する基本条約「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」(通称:ベルヌ条約)⁶²にはオプトアウトという概念はない。ベルヌ条約は、内国民待遇であり、条約加盟国においては、著者の国や刊行された国に関係なく、例えば、米国内では米国の著作権法に従うことになる。さらにオプトアウトに関して、名和は、「グーグルの方式は、もとはと言えば一私企業の設けたものにすぎない。にもかかわらず、その適用範囲は米国全域へと拡大している。さらにベルヌ条約を介して日本へ、そして地球規模へと拡大するリスクもあった。2009年末におけるベルヌ条約加盟国は164にのぼる。一私企業でしかないグーグルは、このようにして正統的な著作権1.0の秩序を崩してしまった。」⁶³と指摘する。そして、グーグルの行動様式は、「サイバースペース」におけるアナーキズムに似ているとし、また、レッキングの理論を引用し⁶⁴、「技術的なコード」が「法律的なコード」に替わるということに例えている。

次に、出版社との契約方式について、アップル、アマゾン、グーグルをみよ。アマゾンはグーグル、アップルの電子書籍市場参入以前は、出版社とホールセール契約を結んでいた。一方、アップルは、それまで採っていた iTunes ストアの契約モデルと同じエージェント契約を、電子書籍販売にも適用していた。このエージェント契約は、出版社にとっては、販売価格の決定権と、販売手数料としてアップルに30% (出版社のロイヤルティは70%ということになる) 支払うという、メリットのある契約方法だったのである。そのため、この契約方法に出版社が流れ、大手出版社がアマゾンとこのエージェント契約についての交渉を行い、アマゾンもエージェント契約に切り替えたという経緯がある⁶⁵。アメリカ型のこうした契約方法は、いわゆるディストリビュータとしての機能を持つアップルやアマゾン、グーグルの垂直統合型の電子書籍販売戦略によって、出版社と共存できるシステム、いわゆる Win-Win のプラットフォームということになる。ただし、この垂直統合型によって、著者や出版社の囲い込みが起こる結果となる。

アップル、グーグル、アマゾンの他にも、SONY(ソニー)が電子書籍市場の一角を担っている。ソニーは日本での LIBRie (リブリエ)⁶⁶が2009年販売終了しているが、そのリブリエの姉妹機種として2006年に Reader⁶⁷を北米市場で発売を開始した(日本では、

2010年12月に発売開始)。電子書籍専用デバイスはデバイスからのコンテンツの入手しやすさによって、ビジネスとして成功している。Reader は Kindle と同じような読書専用デバイスであるが、アメリカにおける SONY Reader は、Wi-Fi 内蔵の通信機能が付いているデイリーエディションが販売されていた。日本ではこの通信機能が付きのデイリーエディションが 2011 年 11 月に発売される。この日本版は、電子書籍コンテンツの購入が Reader Store、電子書籍配信のプラットフォームは booklista⁶⁸である。

電子書籍リーダーの販売と電子書籍サイトを運営するリアル書店が、バーンズ&ノーブル (Barnes & Noble)⁶⁹である。バーンズ&ノーブルは、書店として米国で初めてテレビ CM、初のベストセラー40%引きなどで売り上げを伸ばした全米最大の書店チェーンである。Kindle 発売の2年後にヌック (nook)⁷⁰を発売している。デジタル戦略として、2009年3月にフィクションワイズを買収、同年7月、電子書籍サイトを立ち上げ、無料アプリ B&N eReader をリリース、書店内に無料無線 LAN を配備し、店内でヌックから電子書籍をダウンロードできる環境を整えた。2009年10月、読書専用デバイスとしてヌックを販売した。バーンズ&ノーブルはリアル書店の強みを生かし、無線 LAN をはじめ、書店でさまざまな付加価値をつけながらヌックを販売している。

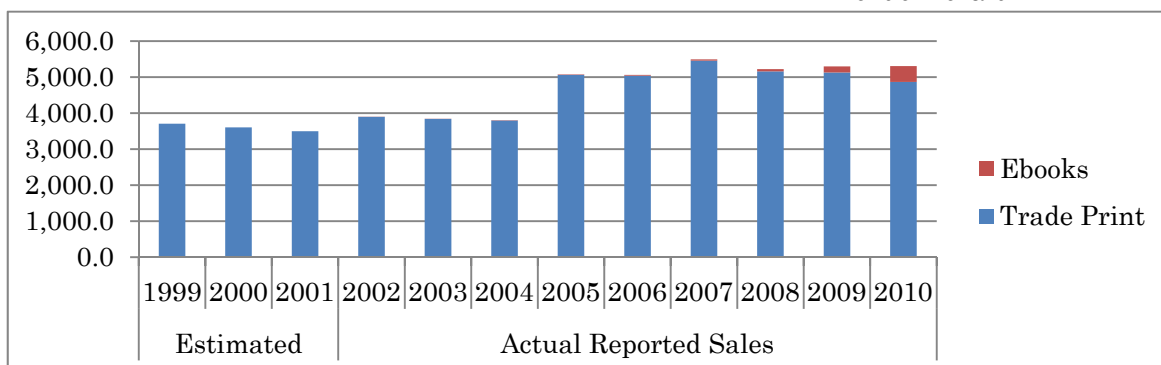
表 4.1-1 「米国電子書籍市場規模の推移」(出典：AAP (The Association of American Publishers⁷¹))、図表

4.1-2 「出版物のカテゴリー別の売り上げ規模」(出典：『電子書籍ビジネス調査報告書 2011』⁷²) により読み取れる。「米国電子書籍市場規模の推移」では、2009年、2010年と全書籍売上高における電子書籍が占める割合が、2倍以上に増えてきている。それに比べて、プリント版の書籍売上高は、少しずつ減少傾向にある。「出版物のカテゴリー別の売り上げ規模」では、分類別で、電子書籍が2010年の対前年比164.4%と大幅な拡大傾向にある。電子書籍に次いで増えているのが、オーディオブック(ダウンロード)の38.8%である。いわゆるオンラインで入手できる市場が拡大してきている。アメリカは国土が広く、マーケットとしては、身近に書店が存在しないケースが多いという事情から、オンラインショッピングで購入できる電子書籍が、出版マーケットの構図を塗り替える勢いになってきたと考えられる。アマゾン は、2010年7月19日、同社の販売部数について、kindle による電子書籍コンテンツが、紙の書籍の販売部数を上回ったと公表⁷³している。すなわち、電子書籍販売市場は、全米において拡大していく可能性が大きいと考えられる。

図表 4.1-1 米国電子書籍市場規模の推移 出典：AAP (The Association of American Publishers)

	Actual Reported Sales									
	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	
Trade Print	3,897.7	3,838.3	3,794.7	5,058.5	5,036.4	5,457.9	5,158.0	5,127.1	4,864.0	
Ebooks	2.1	6.0	9.3	16.0	25.2	31.7	61.3	169.5	441.3	
Total Trade	3,899.8	3,844.3	3,804.0	5,074.5	5,061.6	5,489.6	5,219.3	5,296.6	5,305.3	
ebook Share of Total	0.05%	0.16%	0.24%	0.32%	0.50%	0.58%	1.17%	3.20%	8.32%	

Millions of Dollars



アメリカの電子書籍市場の拡大の可能性として、図

図表 4.1-2 出版物のカテゴリー別の売り上げ規模

出典：『電子書籍ビジネス調査報告書 2011』（インプレス R&D, 2011, p.211）[出所：AAP（The Association of American Publishers）]

売上金額単位：百万ドル

分類	2010 年度売上金額	前年度比
成人向けハードカバー	US\$1,570.0	-5.1%
成人向けペーパーバック	US\$1,380.0	-2.0%
成人向け大衆書	US\$673.5	-6.3%
子供／青少年向け書籍	US\$546.6	-5.7%
オーディオブック（ダウンロード）	US\$81.9	38.8%
オーディオブック（パッケージ）	US\$137.3	-6.3%
電子書籍	US\$441.3	164.4%

4.2 アメリカにおける読書専用端末利用の動機分析

紙媒体による読書についてニコラス・G・カーは、出版流通の側面から、「本もデジタル・メディア革命に巻き込まれずにはいけないであろう。デジタル生産・分配の経済的利点—インクや紙を大量に購入せず済み、印刷代金もゼロ、トラックに重い箱を積んだりする必要もなく、返本も生じない—は、あらゆる点で、他のメディア企業の場合同様、出版社や取次業者にとっても抵抗しがたい魅力である。」⁷⁴と発言している。すなわち、紙媒体の読書は非常に快適なものであるが、作り手の側から供給する経済性を考えた場合、デジタル・メディアに移行していくことは、間違いないであろうということである。さらに、読書専用端末の性能も進化してきており、E Ink 社⁷⁵開発の荷電粒子感応フィルム、いわゆる電子ペーパー⁷⁶によって、ほぼ紙媒体と同じような目の疲れのない読書環境を提供できるようになっている点も指摘している。電子書籍の利点として、マーカーや書き込みも可能となってきた点、単語などにリンクが張られていることにより、別の著作等に飛んだり、SNS として、ネット上で読書と同時に電子書籍を通じてコミュニケーションを図れたりという点などがある。それは、明らかに紙媒体の読書とは異なり、あちらこちらにリンクで飛びながら、別のものを読んだり、さらにツイッターなどでつぶやいたり、一つの電子書籍で、いろんなことをしながら読書ができるわけである。このことをカーはジャグリングに例えている。彼はそのことが、われわれの脳にもたらす影響に言及しようとしているのである。

4.3 日本型の水平分業型・合従連衡型と独立型のプラットフォーム

一方、日本型のプラットフォームはどうであろうか。日本の市場は、従来の紙媒体書籍の流通販売プラットフォームである水平分業型を引きずった形での、合従連衡型の電子書籍プラットフォームという形態をとっている。日本における電子書籍取次⁷⁷という新たなビジネスモデルは、大手印刷会社が必要としたことから生まれたものである。さらに、出版社、電子書籍販売会社にとっても、コンテンツのデジタル化、売上管理の作業軽減のために、電子書籍取次が必要な存在とされた。電子書籍ビジネスモデルを展開するには、1989年から DTP (Desktop publishing) に取り組み、オンデマンド出版などを可能にしてきたデジタル化技術を持ち、出版物のデジタルデータを持つ大手印刷会社が電子書籍ビジネスモデルを展開する有利な条件を備えていたのである。そこで、コンテンツのオーサリング、配信を代行する業者を立ち上げる必要性が出てきた。すなわち、大手印刷会社が中心となり、通信会社、出版社、取次を取り込み、連携、分業しながら、利益をそれぞれに配分するという共存方法を選択した形⁷⁸をとっていったのである。また、出版社、大手書店が直接経営する電子書籍販売サイト⁷⁹も存在する。それらプラットフォームが、エンドユーザーの欲求からみた場合、満足を得られるかどうかは、「配信のストアにおけるコンテンツの件数」「課金の方式と金額」「アプリケーションの使いやすさ」というところがポイントになるであろう。垂直統合型は、著作

者にとっては印税率の面から、かなり魅力的なものであり、グーグル、アマゾン、アップルが日本の電子書籍出版流通に本格参入した場合、多くは著作物の電子化契約を出版社と正式に交わしていない著者にとって、電子書籍を出版契約する選択肢が増えることになる。果たして、どのプラットフォームを選択するかということについては、著者が、そこに価値を見出すかという点にある。著者は日本型の出版社と編集者との関係を、そう簡単には断ち切れないところもあり、著者の利益にとって最も良い方法を選択するため、様子をうかがっているところであろう。

日本における独立型としては、電子書籍等のコンテンツ販売に歴史があるポイジャー⁸⁰が挙げられる。自社開発のフォーマット「ドットブック (.book)」とビューア「ティータイム (T-Time)」を使い、電子書籍販売サイトの「理想書店」⁸¹を運営する。ポイジャーの萩野は、1992年から電子書籍ビジネスに参入している。1992年当時は「エキスパンドブック」といわれていたが、現在のように市場が開拓されておらず、電子書籍の読者もほとんどいない状況であった。創業者たちが映画関係出身ということもあり、活字、音楽、映像のコラボレーションを図ってきた。萩野は電子書籍による可能性と出版社の役割について、「出版社はうまく電子書籍を活用すべきです。忘れ去られているが、しかし価値のあるもので、紙の本では世に出せなかったものを電子書籍で出せる。たとえば絶版本ですよ。それから埋もれてしまった作品を発掘したり。それは本来出版社の大事な役割ではないですか。(中略)規格、端末、ビューアなどで読める本の制限がある今の状況はおかしい」⁸²と述べている。誰でも読めるべき本で、デバイスの環境等によって、規制があることに疑問を呈している。また、絶版の書籍に関しては、クリス・アンダーソン(Chris Anderson)によって提唱された、いわゆるロングテール (The Long Tail)⁸³のロングテール部分にあたる絶版書籍を、電子にすれば検索可能となり、ヒットすれば入手することができる。リアル書店の本棚のようにブラウジングできないが、ベストセラーと同じようにフラットな状態で購入手続きができる効果が期待されるのである。ポイジャーが「T-Time」という独自のビューアを使いながらも、萩野は、電子書籍の将来的な規格は、世界的に統一されていくであろうと考えている。

ポイジャーの他にも、1995年から運営している「電子書店パピレス」⁸⁴がある。和書約10万点、洋書約8万点(2010年現在)を揃えている。また、電子貸本

「Renta!」も運営している。

日本の電子書籍市場は、2010年3月末時点(2009年度)には約574億円(前年比27.6%増)であり、同年出版界の総売上額1兆9750億1310万円(同3.2%減)、内訳は、書籍8830億8170万円(同3.4%減)、雑誌1兆919億3140万円(同3.1%減)である⁸⁵。出版界の総売上額に占める電子書籍売上額の割合は2.9%である。書籍売上額に占める電子書籍売上額の割合は6.5%である。前述のアメリカにおける全書籍売上高に占める電子書籍の売上高の割合は、2009年が3.20%、2010年が8.32%であり2009年だけを比べた場合、日本の方が電子書籍の売上高割合は高くなっている。しかし、内容的には、日本の場合、携帯電話を中心とした、コミックの売り上げが、652億円で492億円と、市場規模の大半を占めている。コミックについて、図表4.3-1の2010年度統計で見ると、「ケータイ向け」86%、「PC向け」52%、「新プラットフォーム向け」15%、となっており、依然、コミックが主流であるが、「新プラットフォーム向け」が文芸・実用書等に移ってきていることが伺える。アメリカがコミック以外で大幅に拡大しているのに比べると、コミック以外の書籍の販売戦略は、やはり日本が出遅れた感は否めない。

図表 4.3-1 市場規模の内訳

出典：『電子書籍ビジネス調査報告書 2011』(インプレス R&D, 2011, p.20)

		2010年度	
		市場規模 (単位:億円)	シェア
ケータイ向け	コミック	492	86%
	文芸・実用書等	45	8%
	写真集	35	6%
	小計	572	
PC向け	コミック	28	52%
	文芸・実用書等	18	34%
	写真集	8	14%
	小計	53	
新プラットフォーム向け	コミック	4	15%
	文芸・実用書等	20	83%
	写真集	1	3%
	小計	24	
合計		650	

5. 電子書籍の利活用における日本政府の政策的動向

日本において電子書籍は、何度か今年こそ「電子書籍元年」と言われたが、そのたびに失速してしまったという経緯がある。一度目は1998年、100社余りが寄り集まり、当時の通産省から補助金を受け、「電子書籍コンソーシアム」⁸⁶を立ち上げ、事業化しようとしたが、2年後解散した。二度目は、2002年、様々な電子書籍販売サイトが立ち上がり、携帯小説(または、ケータイ小説とも表記)⁸⁷も出てきた。三度目は2004年、ソニーが「リブリエ」、松下が「シグマブック」という電子書籍専用リーダーを発売したが、2007年に撤退した。そして、2010年が4度目である。

2009年には国立国会図書館の電子化事業によって、2011年現在で蔵書90万点がデジタル化された。また、2010年は、市場の刺激、海外からの影響を受けて、欧米や韓国に比べて遅れていた国政レベルでの電子書籍の流通に関わる会議である総務省、文部科学省、経済産業省の副大臣・大臣政務官による共同懇談会として、作家、出版社、通信事業者など関係者を招集した「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」⁸⁸(以下通称：三省懇と記述)が立ち上げられた。総務省はIT戦略に基づくインフラの整備、文部科学省は、デジタル・ネットワーク社会の図書館のあり方と、デジタル教科書⁸⁹に向けた環境整備、さらに、文化庁と関連して著作権の環境整備、経済産業省は、電子出版物の円滑な市場流通の整備を主な目的としており、「知の拡大再生産」を共通理解として、連携を図ったのである。三省懇は、2010年6月に報告書⁹⁰を出している。その報告書は、電子出版物の図書館での貸与について、先行的な米国の事例を参考にしながら、「図書館が出版社等に一定の利用料を支払う」「電子出版は、物理的な品切れや絶版はなくなるため、図書館の役割がない」「一定期間経過後に電子出版のデータを消去したり、貸与回数を制限したり」という技術的な仕組みを検討し、国立国会図書館による電子出版の貸与が許容可能かどうか検討する必要がある」「つくり手、売り手側が主体的に提供できない電子出版物に限って、図書館で貸与すべきである」などのさまざまな考え方を認識した上で、「当該貸与を可能としている出版物のつくり手、売り手側の要求条件や利用者側の要求条件の在り方(アクセスエリアの制限、

新刊本の電子貸出禁止期間設定、ライセンス数の制限、図書館と書店の棲み分け等)などを調査整理し、技術的な裏付けを考えていくことは、我が国における図書館による電子出版の貸与を考える上で有効と考えられる。このため、今後関係者により進められる図書館による電子出版に係る公共サービスの具体的な運用方法に係る検討に資するよう、米国等の先行事例の調査、図書館や出版物のつくり手、売り手等の連携による必要な実証実験の実施等を進め、こうした取組について国が側面支援を行うことが適当である。」⁹¹としている。そのことを受けて、この報告が示した課題に関して提案を募集し、委託先を選定の上、プロジェクトを推進するため、電子出版環境整備事業(新ICT利活用サービス創出支援事業)⁹²が2010年8月27日より開始されている。前述した鎌倉市における電子図書館プロジェクトもその一環である。

また、文化庁主催では、「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」⁹³も14回開催され、2011年年12月21日に報告⁹⁴を出している。

欧米、中国、韓国では、世界的なクラウドコンピューティングの流れの中で、インフラの整備、情報流通の整備、国民のIT環境利用の整備というIT戦略が2008年ごろを中心に計画され、継続的に推進される中で、日本政府の政策は継続性に欠けていた。そのことによる情報流通への影響について考えてみる。

5.1 日本の電子書籍流通に関わるIT戦略の停滞

アマゾンに皮切りに、大容量サーバーの大量の空き容量を、仮想化技術によって、外部の利用者や企業などに、使った時間に応じて課金するシステムで、仮想マシンとして提供するなどの新たなビジネスモデルが、2006年ごろから始まった。クラウドコンピューティングによるビジネスモデル⁹⁵である。クラウド型電子書籍としては、2011年1月に、凸版印刷がインテルの協力により、トップングループ株式会社ビットウェイの子会社として、株式会社BookLiveを設立し、同年2月に「BookLive!」⁹⁶をオープンした。デバイス環境に応じたビューワーソフトBookLiveReaderをダウンロードし、購入した電子書籍はBookLive!が提供する「My書庫」で管理される。こうしたクラウド型の電子書籍へのアクセスには、高速通信回線によるインフラ整備が不可欠な要素となる。

新しいネットワーク技術の進展に伴い、韓国のIT戦略に始まり、米国、英国、フランスなどが、新たな

IT 戦略を 2008 年ごろから打ち出してきた。日本は 2000 年ごろから光通信網の整備が進んでおり、e-Japan 戦略を早くに打ち出した。そして、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定めるため、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（「IT 基本法」）」⁹⁷が 2000 年 11 月 29 日に成立し、2001 年 1 月、内閣に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 戦略本部）」⁹⁸が設置された。しかし内実は、NTT などの民間主導でブロードバンドによるデジタル・ネットワーク化が進んでいくこととなる。そして、2006 年 1 月 18 日の「IT 新改革戦略」⁹⁹に取り組もうとしたが、その後、短命内閣が続いた。この状況を関口和一は、「この間、政府の IT 戦略を担う IT 担当の特命大臣の顔ぶれもころころと替わった。2000 年に始まった「IT 戦略会議」時代から数えると、自民、民主両政権合わせ、10 年間で IT 担当大臣が 15 人も替わった。（中略）頻繁にトップが替われば、一貫した情報通信政策など採ることはできない。（中略）IT 戦略を推進する「IT 戦略本部」の求心力でさえも大幅に低下してしまった。」¹⁰⁰と指摘する。継続した IT 戦略が実施されないことで、その結果、諸外国の継続的な戦略に後れを取ってしまうこととなったのである。

民主党が政権を握ってからは、日本における情報インフラ整備の戦略として、総務省がブロードバンドサービス促進のため「光の道」構想の実現に向けた検討を発表し、2009 年 10 月から「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」でこの構想の実現に向けた議論を進めてきた。そして、2010 年 5 月 18 日に、『「光の道」構想実現に向けて—基本的方向性—』¹⁰¹を打ち出した。その議論の中で、FTTH (Fiber To The Home)¹⁰²の技術を想定し、2015 年を目途に、すべての世帯にブロードバンドサービス利用を実現させることを盛り込んでいる。同年 7 月からこの構想について意見募集を開始し、同年 12 月 14 日に『「光の道」構想に関する基本方針』¹⁰³を発表したのである。その間の状況としては、FTTH 契約数（図表 5.1-1）は、年々増加しているが、増加率は次第に緩やかになってきている傾向にある。

2009 年夏に民主党政権が誕生し、原口総務大臣就任とともに、次々と IT 戦略の足固めがなされ、政策が進むかに思われたが、民主党の内閣も次々に替わり、「光の道」構想は、政府主導ではなく、民間のタスクフォースによって、牽引されていくことになるのである。

光通信網は整備されたものの、民間の「設備競争なくして利用者利益なし」という考えをベースに、全世帯の FTTH 普及を目指すことになる。

また、モバイル端末の普及のためには、移動通信システムの通信インフラ整備の拡大が必要である。例えば、大容量のブロードバンド通信を実現させた UQ コミュニケーションズによる WiMAX（ワイマックス、Worldwide Interoperability for Microwave Access : 2.5GH 帯利用）¹⁰⁴や、公衆無線 LAN（Wi-Fi（ワイファイ、wireless fidelity））¹⁰⁵、イーモバイル¹⁰⁶が提供する Pocket Wi-Fi などのどこでもインターネット通信が可能な環境整備が、エンドユーザーのニーズを高め、いわゆるプラットフォームやコンテンツ市場拡大のポイントとなると考えられる。

これらの IT 戦略は、クラウドコンピューティングに対応したインフラ整備となり、その進捗状況が、電子書籍を含む、ネットワーク系コンテンツ市場の販売流通にも大きく影響してくることになるのである。

図表 5.1-1 ブロードバンド契約数の推移

(万契約)

(年末)	FTTH	DSL	CATV	FWA	BWA	合計
平成 16	243	1,333	290	3	0	1,869
17	463	1,448	325	2	0	2,238
18	793	1,424	357	1	0	2,574
19	1,133	1,313	383	1	0	2,830
20	1,442	1,160	408	1	0	3,012
21	1,721	1,013	430	1	7	3,172
22	1,977	859	568	1	53	3,459

出典：総務省『平成 23 年版 情報通信白書』¹

総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成 22 年度第 3 四半期（12 月末）」）⁴により作成

5.2 各国の国立図書館の蔵書デジタル化政策

一方、情報のデジタル化に関して、各国の国立図書館の所蔵図書等のデジタル化に目を向けると、三省懇の報告の中で示された図を表に変換したのが「各国出版物デジタル化の状況」（図表 5.2-1）¹⁰⁷である。この表は、2010 年時点での事例であるため、この論考執筆中の 2011 年 9 月時点では、例えば、すでに日本の国立国会図書館の 90 万冊デジタル化は終了しているとか、他でも、さらに事業が進行している可能性がある。この表から、EU、中国、アメリカではすでに 1000 万

点を越える図書館等の蔵書をウェブ公開している。韓国と日本は、著作権法の公衆送信権の縛りにより、ウェブ公開は、パブリックドメインの資料のみに限られている。すなわち、パブリックドメインにとどまらず、著作権期限内ではあるが、ロングテール部分のウェブ公開できるアーキテクチャを構築することが、知の流通（知のエコシステム）のためには、重要な政策課題なのである。

図表：5.2-1

各国出版物デジタル化の状況	
出典：「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会 報告」p11, 図13より表に変換。	
EU	<ul style="list-style-type: none"> ● ヨーロピアナ（EU版オンライン図書館）において、EU各加盟各国の図書館、博物館、文書館等100以上の機関が参加し、各機関でデジタル化した資料600万点をウェブ公開。1,000万点の公開を目指している。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ● フランス国立図書館において、98万件のデジタル化データをウェブ公開（内40万件はテキスト化）。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ● ドイツ国立図書館において、著作権消滅の資料を中心にデジタル化 ● 著作権保護期間中の資料のデジタル化について調査。 ● 2010年にドイツデジタル図書館のプロトタイプを公開予定。
中国	<ul style="list-style-type: none"> ● 中国国家図書館において、デジタル化資料72万冊をウェブ公開し、約1000万冊をLANで提供。 ● 対象資料には、現代の中国語資料の他、音声データ、学術講座、展示なども含まれる。
日本	<ul style="list-style-type: none"> ● 国立国会図書館において、デジタル化した明治・大正期の国内刊行図書15万冊をウェブ公開。約90万冊のデジタル化を予定。
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ● 韓国国立中央図書館において、所蔵資料38万冊、1億ページをデジタル化し、ウェブ提供している。（うち、17万冊、5300万ページについては著作権保護期間内にあるため、図書館の専用端末でのみ提供）。

アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> ● 米国議会図書館において、所蔵資料（総計1億4,000万点）のうち、米国の「歴史資料」をデジタル化・ウェブ公開。文書、写真、動画、音声録音等、1,500万点をデジタル化済み。 ● Google社はGoogleブックサーチにより、700万冊の出版物をデジタル化。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5.3 電子書籍の規格フォーマットの問題

電子書籍市場が乱立している日本では、独自のフォーマットとDRM処理によって、デバイスが違えば、読めないというケースが一般的である。さらに、前章でも述べたように、日本では、10代の若者層を中心に、いわゆるガラパゴス化した携帯電話による、コミックのコンテンツ配信のビジネスモデルが、早くから電子コンテンツ市場を牽引してきた感がある。各配信会社、通信、コンテンツ作成の会社がそれぞれ分業連携し、課金は通信費から天引きされる仕組みの日本に比べ、アメリカ型では、携帯市場も垂直統合型であり、携帯電話の機器、通信、アプリ販売まで一つの企業によって契約がなされることになっている。日米での携帯電話ビジネスモデルを比較した場合、10代の若年層には、通信会社の通信費（使い放題の定額制が普及している）から支払われる方式の方が、使いやすい。このプラットフォームが、電子コミックの市場を拡大した要因であると考えられる。ただし、コンテンツの規格はやはり統一されておらず、それぞれに互換性はないという問題点が残されている。

規格としては、EPUB（Electronic Publication）は、国際電子出版フォーラム（International Digital Publishing Forum, IDPF¹⁰⁸）が普及促進しているフォーマットの規格で、デファクトスタンダード（de facto standard）であり、デジュレスタンダード（de jure standard）¹⁰⁹ではないが、世界的に電子書籍市場のフォーマットはEPUBに収束しつつあり、標準規格となりつつある。2011年5月には、EPUB3.0¹¹⁰の規格により、日本語縦書き対応が可能となった。アップル、アマゾン、グーグルはすでにEPUB3.0に対応しており、日本でも、大手電子書籍販売会社がこれを採用することで、市場の規格はEPUBへと流れていくであろうと考えられている。これは、市場の主導で、国家的な電子書籍規格の動向が決まるという意味を持っており、それに収束していく結果が予測されるのである。しかし、EPUBの中身は、ウェブページである

XHTML (Extensible HyperText Markup Language) と CSS (Cascading Style Sheets) であり、それに目次データとメタデータを合わせて ZIP で圧縮したものである。2010 年からは、次世代の出版コンテンツの模索が始まっている。それは、いわゆる「リッチ・メディア」のコンテンツの実現であり、HTML5 形式を使った電子書籍である。基本的に、Web ブラウザを搭載したデバイスに対応できる。EPUB3 はこの HTML5 を使うのであるが、「リッチ・メディア」化によって、HTML5 の電子書籍へと移行することが考えられる。これは電子書籍という形態にこだわらずに、サウンドも動画も融合した、新たなコンテンツへと進化していくと予測される。

日本の政策は、ファイル形式の違いが、電子書籍の流通の阻害要因と考え、ドットブックなど様々な電子書籍フォーマットに互換性を持たせるため、中間フォーマットの開発を模索しているが、情報コンテンツの世界は、それとは別に次世代のファイル形式へと進んでいるのである。

5.4 電子書籍流通に関する会議での利害調整の問題点

出版流通対策協議会は、「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議（第 11 回）」（2011 年 8 月 26 日開催）に向け、出版者の権利について権利付与を求める要望書¹¹¹を出している。この内容は、出版販売に対しても出版社に、演奏や実演と同じように著作隣接権¹¹²を認めてほしいということである。電子出版に対して、著作隣接権という権利を出版社に与えるべきか、また与えるのであればどのような権利内容にするのかという問題まで言及しなければならない。これは、出版社が電子書籍の出版に際して、著者が自費出版したり、あるいはグーグルやアマゾンから出版したりという、いわゆる中抜きによるリスクを回避することと、電子書籍の違法複製行為、いわゆる海賊版の防止が目的と見られている。後者の権利は著作隣接権付与によって多少強化されるにとどまるが、前者は、著者との利害対立と、出版社による囲い込みの問題が内包されており、電子書籍の出版流通に支障を及ぼす可能性もあると考えられる。

6. 現行著作権法における電子化資料の公衆

送信権の問題

現行著作権法が改正され、施行されたのが 2010 年 1 月である¹¹³。改正の目的の大きな柱は、「①インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置」、「②違法な著作物の流通抑止」、「③障害者の情報利用の機会の確保」¹¹⁴の 3 点であった。この著作権法改正の目的の一つに、将来的な利活用を見込んだ国立国会図書館における蔵書の電子化による資料保存事業があり、これは、関西館建築構想からの課題となっていた。ここではそれに伴う電子化資料の公衆送信権の課題を取り上げる。

6.1 国立国会図書館電子化資料の ILL 利活用の著作権法上の問題

前述のように 2009 年には、国立国会図書館の資料電子化¹¹⁵事業に、補正予算が約 126 億円措置された。それまでの 10 年間で合計約 14 億円の予算に比べると、その規模の大きさが伺える。それに伴い、著作権法の改正措置もされ、国立国会図書館の蔵書は著作権者の許諾がなくても、電子化できるということになった¹¹⁶。しかし、その電子化された資料は、国立国会図書館の館内での閲覧のみという制限的な利用しかできない。これは、公衆送信権が、著者の権利として、著作権の制限条項になっていないからである。従って、東日本大震災の被災者支援の特別な場合のように特別な措置¹¹⁷を取らない限り、他の公共図書館等への送信が可能とはならない。公共図書館において国立国会図書館の電磁的資料を ILL で提供を受ける場合、この著作権法の枠の中で考えられたのが、現物保存の観点から、電子化された資料を紙媒体に複製しなおし、複製物を申し込んだ公共図書館の館内閲覧に供するという極めて本末転倒な方法¹¹⁸である。しかし、国立国会図書館の資料について、公共施設への公衆送信を可能とすれば、この問題は解決できる。この場合、例えば、公共図書館から国立国会図書館のデータベースサーバにアクセスし、認証システムによって閲覧できるようにするのである。ただし、コンテンツには DRM 処理がされていて、提供施設のサーバー内に複製できないという条件を満たす必要がある。

しかし、その条件をクリアしたとしても、著作権関係団体の批判が出るということも考えられる。特にこの電子化された資料の著作権者の制限条項の拡大は、

強い反発が予想されるのである。

6.2 現行著作権法の改正案提示と今後の展望

「知の拡大再生産」を目的として、国立国会図書館の電子化資料を、広く国民が利活用するためには、身近な公共図書館で、閲覧可能とする必要がある。そのためには、著作権法第31条の項目に、「国立国会図書館の電磁的記録は、著作権保護処理済みのものを、図書館法で定められた地方公共団体等による条例定置の公立図書館の館内閲覧用電磁媒体への公衆送信をすることができる。」という旨の条項を追加する必要がある。

さらに今後は、前述の長尾構想のような、国立国会図書館の電子化資料を、NDL ホームページから、何らかの方法（アクセス権取得等によって）各家庭で利活用できるプラットフォームを模索しなければならないであろう。そのためには、著作権者や出版社との利害対立を調整する必要も生じてくると考えられる。

7. 公共図書館における電子書籍提供サービス

公共図書館の電子書籍貸出サービスについては、堺市立図書館における事例を取り上げた。また、国立国会図書館では、資料のデジタル化によって、その活用が議論の対象となり、長尾館長による私案である長尾構想を検証してきた。さらに、電子書籍マーケットの現状を概観し、最後は日本の電子書籍流通に関わる国家施策の動向の課題と問題点を検証した。それらを総合的に判断し、公共図書館における電子書籍の利活用のモデルを考えていきたい。

糸賀は、「コンテンツ強化専門調査会（第5回）」¹¹⁹（資料2-6）の中で、「Contents（最新刊は市場に任せる、図書館は絶版・品切れの良質出版文化を支える）Cost（経費を誰がいくらで負担するのか。電子書籍は外部サーバーに蓄積されたデータにアクセスする限り「図書館資料」（図書館法第3条）とは言えないから、「無料原則」（図書館法第17条）が適用されないと解釈できる）Copyright（電子書籍は「貸出し」といっても、「貸与」（著作権法第38条4項）ではなく、「公衆送信」（同第23条）に該当するから権利者の許諾が必要）」¹²⁰の3つのCが図書館での電子書籍の提供について、課題であるとしている。すなわち、この課題克

服と関係者の理解とコンセンサスを得ることにより、公共図書館での電子書籍利活用が可能であると考えている。では、問題点の整理とその解決方法から、モデルを考えていくことにする。

7.1 国立国会図書館のデジタル化資料の公衆送信の可能性

国立国会図書館において、実施された蔵書の大規模デジタル化事業によって、2011年9月現在は、国立国会図書館の館内でのみ閲覧可能となっている。館内での閲覧が可能ということは、送信可能化権はクリアしたが、前述でも触れた、著作権の公衆送信権の問題が存在しているのである。この国立国会図書館のデジタル資料を公共図書館のインターネット端末で利用するためには、著作権法第23条の改正が必要である。それは、糸賀の指摘した3つめのCである。法的な整備と同時に、全公共図書館にインターネット端末を設置し、ブロードバンド接続などの自治体インフラの整備も必要である。その施策が抜けてしまうと、自治体によって情報格差（digital divide）が生じてしまうことになる。この格差が意味するところは、知識供与の格差である。

7.2 電子書籍の行方と次世代構図

電子書籍は、文字情報だけではなく、音楽、画像、動画を融合することが可能である。その例が、「Alice in wonder land iPad」¹²¹であり、「歌うクジラ」電子版¹²²であり、「死ねばいいのに」¹²³である。

さらに、HTML5の登場が、次世代の電子書籍のフォーマットを変えていく可能性がある。ファイル形式がPDFやXML、EPUBなどで、本をめくるとようなユーザインターフェースで読むものが、電子書籍であるというイメージになっているが、HTML5によって、情報コンテンツは様変わりしてしまう。文字と映像と音の世界が一つのコンテンツの中で、融合し、それを、iphoneやスマートフォンで見たり聞いたりすることが普及してくるのではないかと考えられる。公共図書館は、そうした、文字や画像情報だけではなくコンテンツを、電子書籍として、どのような形で提供するかということが問われることになる。公共図書館では、タブレット型のデバイスを貸出することになり、テキストであり、映像であり、音楽であり、さらに様々なリンクが張られているという、そのすべてによるコン

コンテンツを扱うことになるのではないだろうか。

7.3 公共図書館の電子書籍利活用

公共図書館において電子書籍を提供するシステムを考えるに当たって、構造的な、公共図書館の役割について押さえておかないといけない。日本で発行された資料のほとんどは、国立国会図書館が所蔵しており、行政が発行した資料（①国立国会図書館行政・司法各部門支部図書館による収集の問題、②Web ベースの資料のアーカイブの課題がある。）も大部分はそこにある。そこでデジタル化事業によって、デジタル化した資料は、ウェブサーバーに乗せてしまえば、いつでも各世帯からアクセスが可能となり、アクセスそのものに一定の規制をかけない限り、基本的にインターネットから、自由に閲覧ができる。それが現状で簡単にできない理由は、電子書籍やデジタル資料が、大きなマーケットを抱えているビジネスモデルとなるからである。いわゆる知識のマーケットと言ってもよい。ただし、すべてがマーケットの利益に直結するものではない。前述した、ロングテールのほとんどの部分は、すでにその役目を果たし、知の保存と無料の利用に耐えうるものである。ロングテールのヘッド部分は、インターネットで無料提供すれば、出版ビジネスの知の創出部分、出版流通部分が経済的に立ち行かなくなる可能性がある。

公共図書館で電子書籍利活用の基本的なアーキテクチャを、セグメント化した課題と解決策で考えてみたい。

<利用者側から見た要求と課題>

- ① 電子書籍として通読したい読者層は、携帯端末（iphone やスマートフォン）またはタブレット型端末か読書専用端末で、読みたいという傾向がある。
- ② オンライン資料は、無料、あるいは千円以下の小額で利用されるべきものという意識がある。アンケート調査でもメリットとしてあったように、公共図書館での無料閲覧を希望している。
- ③ 学術系資料の利用者は、オンライン資料が全文検索でき、さらに、必要な部分のダウンロードができる環境が必要である。

<利用者側から見た課題に対応する図書館での提供環境>

公共図書館において、電子書籍へリモートアクセスした場合、デバイスはPCではなく、タブレット端末を貸し出す必要がある。また、オンライン資料を紙の書籍に比べ、小額での利用を市場では求めているため、公共図書館の閲覧は無料公開する必要があるが、各家庭のPCへの配信については、非来館でも簡単に閲覧できるということから、利用者に費用負担を求め、小額の課金方法を取り、権利者に還元できる仕組みを構築する。ただし、その課金方法は、ベンダーと図書館の契約方法によって違ってくるし、国立国会図書館のデジタル資料の利用についても違う方法を図るべきである。学術系のデジタル資料は、学術の知の拡大再生産の必要性から、PCによる閲覧とそこから複写（紙によるプリントアウトかファイルのダウンロード）できる環境を提供する。ここで、学術系のオープンアクセス資料については権利者側の許諾の意思表示方法をシステム化することで、営利目的のデジタル資料と区別する。

<ベンダーによる図書館向けプラットフォームにおける課題>

- ① ベンダーによる図書館向けプラットフォームでは、著者・出版社と図書館の間にコンテンツ制作部門の会社、コンテンツ管理と配信管理をする取次会社、エンドユーザーの窓口となる営業部門の会社による水平分業の形態をとる。その中で、図書館が提供できるコンテンツは著作権処理が必要となり、コンテンツ数が増えにくい傾向にある。
- ② 電子書籍へのアクセスはASPによるクラウドコンピューティングによるため、サーバー間の認証システム連携が必要である。
- ③ ライセンス契約であるため、ベンダーの契約継続の必要性がある。
- ④ 公共図書館で貸出提供できるコンテンツは主題分野が限定的であり、著作権処理のため定価が高額である。

<ベンダーによる図書館向けプラットフォームによる運用>

各課題を総合的に判断して解決策を考えてみたい。

図書館で提供する電子書籍の著作権処理のためには、権利者側へのインセンティブとなる課金還元方式が必要である。課金はコンテンツへのアクセスに対する従量課金制か、定額契約による方法が考えられる。これは個別のコンテンツアクセス権の買い取りによる方法

とは別になる。すなわち、各大学等で行っている電子ジャーナルの契約方法と同じ形態となるが、電子書籍の場合、館内での利用ではなく、個人の端末への認証システムによる配信が必要となる。これは、図書館のwebサーバーへのアクセスを経由して、ベンダーのコンテンツサーバーにアクセスする方法を採ることになる。コンテンツには、一般市場流通価格に著作権者への権利処理に関わる金額が加算されるため、コンテンツ価格は市場価格よりも高くなる。この電子ジャーナルと同じような契約方法には、ビッグディールの問題、これは、値引きを見込んだ一括契約というパッケージ契約であり、必要タイトルだけを買うわけではないので、毎年値上がりをして、その金額を払い続けなければならないという価格高騰による問題が発生する。アメリカの大学などは、この契約をやめるところも多くなってきている。各自治体の契約方法としては、予算枠があるため、従量課金制をとりにくいであろう。したがって、定額契約をとることになる。また、タイトルを保持するための継続契約を採らざるを得なくなるベンダー依存の問題もある。さらに、図書館がベンダー提供のコンテンツの窓口になることについて北は、「学術情報が急速にデジタル化していく今日において、図書館がデータベース・ベンダーやディストリビュータに対する組織の契約窓口に留まるなら、図書館のこの方面に対する役割は縮小していく。図書館は付加価値のある役割を求められる。」¹²⁴と指摘する。

電子書籍の契約として、こうした課金制による方法を採用した場合の利点として、提供タイトル数が増える可能性がある。電子書籍は電子ジャーナルと違い、パッケージ契約を採る方法の場合、図書館による選書の過程をパッケージの中に反映させることも必要である。

この民間のベンダーによる電子書籍提供システムには二つの方法が考えられる。一つは、ベンダーが著作権処理した図書館提供可能コンテンツを、購入とともに図書館のサーバーにダウンロードし、図書館サーバーを通して、貸出提供する方法である。この方法を採用した場合、保存のためのミラーサーバーが必要、マイグレーションによる保存を考えなければならないことと、図書館提供のコンテンツが、個別の著作権処理の必要があり、コンテンツが増えていかない可能性がある。二つ目は、ベンダーのサーバーに保存されたコンテンツのアクセス権を購入する方法である。この場合、図書館ホームページがユーザインタフェースの窓口となり、図書館による選書を反映させた、複数のベンダー契約による従量課金制の方法（ただし、予算枠から

超過した金額は、利用者負担を図る。）をとることが考えられる。この方法による民間のベンダー契約が、電子書籍の提供として、現実的には持続可能な方法と考えられる。この営利目的のデジタル資料の提供以外に、現在もベンダーがサービス提供している公共図書館所蔵の地域資料等のデジタル化とそのネットワーク配信については、これまでほとんどの公共図書館で、懸案となっていた事業であるため、利用価値があり、推進していくべきものである。

<国立国会図書館の電子化資料を公共図書館で活用するための課題>

- ① 国立国会図書館の電子化資料を公共図書館で閲覧できるようにするためには公衆送信権に関わる著作権法改正が必要であり、その動きがある。法改正されれば、公共図書館での閲覧が可能となる。利用者への直接送信は、出版流通の経済的側面から、課金制にする方法が有効である。
- ② 電子化資料は、電子納本制度により収集していかなければならない、そのための法整備が必要であるが、納本制度審議会において、電子納本制度について実現の方向で審議中である。納本された電子資料は、統一的なファイル変換後、資料の属性（例えば、一般的なベストセラーに属するもの、学術情報のためオープンアクセスが望ましいものなど、概念的な線引きが非常に難しいという課題がある。）に応じて、すぐに公共図書館に送信できるものと、一定期間経済的影響がなくなるまでの間、送信規制するものに分ける必要がある。
- ③ 資料電子化についてファイル形式や、保存方法の問題など、国立国会図書館の電子図書館政策の課題を解決していくことが必要である。さらに、国立国会図書館の電子化資料の全文検索化が望まれる。また、ファイル形式は進化しており、市場主導で進んでいくことは避けられない。対処法としてのファイル変換を可能とする中間フォーマットの検討が急がれるが、EPUBにデジタラスタンダードの動きがあり、国立国会図書館の資料も早急にフォーマットの検討をし、実施に移す方向を探るべきである。

<国立国会図書館の電子化資料を公共図書館で活用するための運用>

「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」（第12回）¹²⁵において出された案件のパブリックコ

メント¹²⁶が実施され、『『デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスのあり方に関する事項』に係るまとめ(平成23年9月)¹²⁷に対する結果概要』として結果がまとめられた。その中で出された意見として、概ね、社団法人日本書籍出版協会と一般社団法人日本映像ソフト協会の意見は、デジタル資料の公共図書館等への送信について、「慎重に検討すべき」というスタンスである。それ以外の意見は、「早急に公衆送信に対応すべき」という意見であった。このパブリックコメントからも、権利者側の意見と図書館側の意見との利害対立が伺える。この利害調整は、図書館等におけるデジタル資料提供について、権利者側にインセンティブを与える方法をとる以外にない。そのため、非営利による著作権処理団体を設立し、そこに課金還元の手続きを一括処理するシステムを構築する。

<課題と解決策のまとめ>

これまでの考察から、国立国会図書館の電子化資料を公共図書館において活用すること、また、その方法を考察することが、公共図書館の電子書籍提供モデルの基本的スタンスとなる。したがって、国立国会図書館における電子化資料は、著作権法改正によって、公共図書館(政令¹²⁸で定める施設として規定する)の館内において、閲覧を可能とすること。ただし、一般利用者向けにWeb公開するためには、新刊発行後、法定納本の電子化資料管理団体またはセクション等(電子納本によるILLのコントロール、管理する団体が別途必要になってくると考える。)によって、一定期間の送信制限期間を設け(この制限期間を設ける資料は、あくまで経済的損失が発生するであろうと考えられるものに限定する必要がある。一定の送信制限期間は、どれぐらいが適当と考えるべきか、一つの参考的なものとして、『図表：7.3-1 電子書籍の発売を待てる期間』を見ると、「好きな著者の電子書籍が発売される場合、紙の書籍の発売日からどのくらいの遅れまでなら、電子書籍を待って購入するか。」という設問に対する回答の数値であるが、「半年以上待ってでも電子書籍を購入する」という人の割合が5.8%と非常に低くなっており、この半年という期間が権利者の経済的損失にほとんど影響しないポイントになるのではないかと考えられる。現行の著作権法では、著者の死後50年後にパブリックドメインとなるが、電子書籍を図書館で提供するためには、その公衆送信権について、もっと短期間の法的な例外的措置が必要であろう。)、それを過ぎれば、Web上で一駅交通費並みの課金により閲覧可

能とする方法を考える。収入金は著作権を持っているところに還元する。

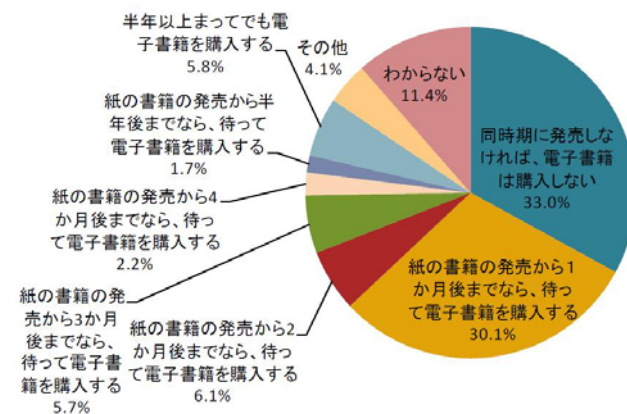
ここは長尾構想と同じになるが、外部サーバーへのアクセスに無料の原則は適用されないといっても、理念的には、図書館資料の閲覧と同じと考えられるため、取次の流通センターに課金収入処理等を任せの方が効率的である。ただし、ロングテール部分の絶版資料とそれに相当する資料(この基準の判断を、公的な機関がするとすると、基準の設定と異議申し立ての調停手続き上の規定が必要となるため、非常に困難である。そのため、権利者側が、非営利等の意思表示をする仕組みを考えるという方法もある。)については、無料で公開すること。この無料公開の理念として、日本版フェアユースの法的整備の動き¹²⁹があるが、大陸法系の個別のケースについて、条文で規定する日本の著作権法において、英米法系の慣習法、第一次的法源が判例という法体系であるフェアユースの概念を組み込むことは困難である。そのため、現行法体系を維持しながら、私法を個別に規定していく方向性で、新たな著作権法改正を組み立てる道を選ぶべきである。こうした著作権の法的な枠組みではなく、別の方法として、権利者側から著作権のライセンスを規定しようとしたのが、クリエイティブ・コモンズ(Creative Commons)¹³⁰である。

図表：7.3-1 電子書籍の発売を待てる期間

設問：「好きな著者の電子書籍が発売される場合、紙の書籍の発売日からどのくらいの遅れまでなら、電子書籍を待って購入するか。」

n=725

出典：『電子書籍ビジネス調査報告書2011』(インプレスR&D, 2011, p.411)



7.4 クリエイティブ・コモンズの可能性

前章の課題でまとめたシステムの具体案を考えるにあたって、クリエイティブ・コモンズ (Creative Commons, 以下:「CC」と記述) による可能性を考察してみたい。CC は、ローレンス・レッシグ (Lawrence Lessig) が創始者であり、情報を共有するためのハードルとなる知的財産法や著作権法における法的な問題を、クリアするためのプロジェクトである。CC では、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス (以下:「CC ライセンス」と記述) といわれる、All rights reserved と public domain の中間的な存在である Some rights reserved を規定している。

CC・ライセンスは Creative Commons Japan ホームページ「クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとは (CC ライセンスの種類)」¹³¹に規定の一覧が掲載されている。

この CC ライセンスは、「コモンズ証」「ライセンス」「メタデータ」の 3 つの要素からなっている。「コモンズ証」は説明文である。「ライセンス」は、国によって違う著作権法において、法律専門家による各国の法律に合うように記述された条項である。「メタデータ」は、コンテンツに付随する、その説明的な情報である。メタデータによって検索が可能となり、CC ライセンスの情報もそれによって認識できるのである。

ただし、この CC の提唱する著作権者の意思表示は、非営利のものには有効に作用するが、営利目的のものには、別途許諾が必要となってくることが課題である。したがって、CC がもたらす効果としては、概ね非営利の著作物については許諾を事前に回避しているため、その共有にあたっては、時間的に短縮されるということが考えられる。この非営利のカテゴリーに入るものは、前述の一定期間の配信制限をする必要があるとした「経済的損失が発生するであろうと考えられるもの」から除外されることになり、時間的な制約がなく利用できるという可能性が出てくるのである。

このプロジェクトあるいはその仕組みを、図書館における電子書籍提供システムの中に組み込むためには、CC による共有化を期待することができない営利目的の電子書籍流通システムについて、別途検証し、新たなシステム構築が必要である。

8. 公貸権制度導入による可能性

先にも述べたとおり、公貸権¹³²は、著作権者が持つ貸与権¹³³の権利制限によって被る損害に対して、著作権者に報酬請求権を与え、政府または公共機関等がその補償金を支払うという制度である。主にヨーロッパを中心にこの公貸権制度がとられている¹³⁴。また、公貸権に依拠せず、著作権法によって報酬請求権を認めている国もある¹³⁵。これまでの考察から、電子書籍の図書館での提供については、著作権者へのインセンティブが必要であると考えられるが、そのインセンティブの一つの方法として、貸与によって著作権者の被る損害を、補償金によって補填する制度である公貸権の導入を取り上げたい。電子書籍は、公共図書館からの公衆送信が貸与にあたる。公貸権導入によって、無料の原則を維持しながら、電子書籍を公共図書館で貸与する選択肢について考察してみたい。

8.1 公貸権制度の特徴と導入のための前提条件

公貸権は排他的な権利ではなく、あくまで報酬請求権である。その点が著作権法と違う点であり、著作権の権利制限による公共図書館での貸出に対して、貸与権の権利主張をできるものではない。貸与に関わって、電子書籍における公共図書館での貸出 (公衆送信) を著作権の権利制限にするという前提があれば、権利者は、それに対して補償金請求ができるのである。国または自治体が費用負担と権利者への還元をする仕組みの公貸権制度の導入までには、ヨーロッパ諸国で 20 年から 90 年を要しているため、かなりの調整が必要なのが伺える。算出方法として、イギリス式のサンプル図書館の貸出数を基にする方法と、フィンランド、ノルウェーなどの図書館の蔵書数に基づく方法とに分かれている。予算は、ほとんどの国で国が負担しており、ドイツ、オランダは図書館の設立母体、オーストリアは地方自治体が負担している。公貸権の制度的なことを考えれば、一律国家的な枠組みを作った方が、地方自治体の負担軽減にもなり、各自治体間の格差もなくなると考えられる。

8.2 電子書籍の貸与に公貸権制度を導入した場合の問題点

公貸権制度の導入について、国際図書館連盟 (International Federation of Library Associations and Institutions : 以下 IFLA と記述) 著作権等法的問題委員会 (Committee on Copyright and other Legal

Matters : 以下 CLM と記述) は、2005 年 4 月に一定の見解を表明している¹³⁶。それによると、「(1)公衆への著作物の貸与は文化と教育に欠かせないことから、誰もが自由に無料で利用できる公衆に開かれた図書館サービスを危うくするような貸与権 (lending right) の原則には賛成しない、(2)公貸権は文化への報償制度であり、また著作者の経済的・社会的な支援制度であって、その財源を図書館予算から拠出したり、図書館利用者の負担としてはならない、との見解を表明している。また、(a)公貸権制度の費用は、国・自治体が図書館予算とは別途に措置すべきこと、(b)基礎的な公共サービスを犠牲にしないと公貸権制度の費用をまかなえない発展途上国では、貸与権を認めるべきでないこと、(c)公貸権を導入する場合には、文化支援の枠組み、あるいは著作権法とは別の法制度のもとで著作者が補償を受ける権利とすべきこと、また図書館員を含むすべての利害関係者の緊密な協力のもとで法制化すべきこと等を勧告している。」¹³⁷というものである。

この当時は、紙資料での図書館資料を想定しており、図書館での電子書籍提供における著作権法上の問題まで踏み込んでいない。そのため、IFRACLIM は、図書館資料提供についての無料の原則を崩しかねない公貸権導入に懸念を示しており、補償金の費用については、図書館予算ではなく、国家または自治体が負担することを主張している。また、著作権法とは別の法制度で運用すべきともしている。そうしてみると、ドイツ、オーストリア、オランダなどの著作権法の枠組みの中で、実施している国の場合、この表明と矛盾しているのである。日本は、こうした公貸権の法制度はなく、著作権法第 26 条の頒布権により、著作権法第 38 条 5 において、映画の複製物の貸与について、補償金制度¹³⁸が存在するのみである。

ヨーロッパにおける公貸権制度の管理機関としては、基金の管理運営団体によるところが多い。イギリスでは、報酬の受領は、登録申請日に欧州経済地域内に居住する著作者としており、財産権として譲渡及び相続が可能であるとしている。電子書籍の公共図書館での貸与を考えた場合、このイギリス方式の公貸権¹³⁹の導入が現実的には基本となるであろう。この制度は、登録制であるため、著作者は管理機構となる団体及び所属する著作者団体に届け出る必要があり、それが無い場合は、法的な適用を受けない。費用の負担は利用者に及ぶことがないため、図書館資料利用に際しての無料の原則は維持される。ただし、なし崩し的に電

子書籍以外に適用される可能性もあり、そうなると財政的な負担が大きくなってしまい、知の拡大再生産に支障をきたすことも考えられる。さらに、この制度は、導入までの準備に数十年というかなりの年数が必要であること¹⁴⁰と、基金のための予算的な措置、著作権法の改正、管理機関の設立、対象図書館、対象資料などの適用範囲を規定しなければならず、非常に複雑な仕組みの構築は必至なのである。その準備の間に、前章で論証したように電子書籍市場規模は確実に拡大していくであろうし、この制度を電子書籍に限定して適用するのであれば、法的措置の準備が急がれる。

公貸権制度を、長尾構想に替わるものとして捉えた場合、市場の電子書籍を公共図書館で所蔵することの可能な仕組みが出来上がるが、クラウド上での閲覧、すなわちアクセス権の購入ということが前提となると、この仕組み自体が崩れてしまう。また、社団法人日本文芸家協会が 2002 年 6 月 6 日に「図書館による無償の図書貸し出しによる著作者の経済的損失への補償制度としての公貸権実現と国家基金設立」を文部科学省と文化庁に要望したときの内容のように、新刊本の貸与を一定期間猶予するというのを考えた場合、CC との組み合わせによる方法をとることにより、貸与の一定期間猶予不要の著作物は、迅速に提供できるという可能性も出てくるのである。

公貸権制度は、著作権のうち、著作者固有の権利である著作者人格権¹⁴¹を制限する可能性がある。そのため、この制度を導入した国は、登録制を採っている。登録することにより、経済的な補助を受けられる代わりに、貸与に関して一定著作権の制限を受けるという著作者側から見たデメリットがある。そのため、非登録の場合は、現行著作権法の電磁的資料における権利は守られることになる。著作者に、公貸権制度における登録の選択権があるということは、この制度により、貸与による知の円滑な流通を図ろうとしたときの、権利者へインセンティブから期待できる効果を得るためには、現行の著作権法の権利制限の改正も同時に実施する必要がある。さらに、CC との組み合わせを考えた場合、公共図書館での貸与のための有効な方法となるためには、電子書籍出版における出版社との契約段階で、著作者の意思表示を盛り込むという方法をとる必要がある。こうした、新たな枠組みを構築するためには、著作権上の環境整備が不可欠な要素となるのである。

おわりに

国立国会図書館の電子化資料について、各自治体の公立図書館で活用する方法を主流に結論づけてきたが、電子書籍の場合、紙の書籍と比べると著作権的に大きく違う点がある。元ファイルを劣化することなく、何度でも再配布が可能である。そのため、長尾構想をはじめ、権利者との利害の調整と、権利者の経済的な保証が大きなハードルとなってきた。図書館が、ただ単に、ベンダーの提供コンテンツの窓口に留まるのであれば、情報拠点としての付加価値をもった「知の拡大再生産」のための使命を果たしているとは言えない。さらに、国立国会図書館のデジタル化資料は、全文検索可能なフォーマットに変換し、国立国会図書館内のみの閲覧とせず、有効に配信できる仕組みと環境を構築していくことが、今後の課題でもある。最後にCCの取り組みを権利者側の意思表示として、一つの解決策を探る試みとしたが、営利目的の電子書籍に対する課題は残されている。さらに、公貸権制度を、公共図書館における電子書籍の貸与に導入した場合の課題についても論考した。電子書籍は、今後、紙の書籍による出版サイドの流通リスク回避や、新たなプラットフォームの普及により、市場に流通していくであろうということを論証してきたが、一方、国家のIT戦略、総務省、経済産業省、文部科学省の政策会議の取り組みから、国家施策の方向性も、電子書籍の流通による知の拡大再生産を目指している。公共図書館における電子書籍の提供方法は、国立国会図書館のデジタル化資料と、今後、おそらく法定納本されていく電子書籍のILL活用の仕組みに依拠するであろうと考えてきた。また、その法的な枠組みを考えた場合、著作権者のインセンティブを与える仕組みとして、公貸権制度の導入に伴う集中管理団体の設立が必要であろうということを論証し、補完的役目として、CCによる著作権者の事前の意思表示をその枠組みの中で活用できないかということ考えた。今後、キーポイントとなる国立国会図書館の法定納本制度の改正の動きと、それに伴うデジタル資源の公立図書館での提供の仕組みについては、本稿執筆中も市場や政策的に様々な動きがあり、今後も注視していかなければならないと考える。

謝辞

本論文は、筆者が大阪市立大学大学院創造都市研究科都市情報学専攻に在籍中の研究成果をまとめたものである。同専攻教授北克一先生には指導教官として本研究の実施の機会を与えて戴き、その遂行にあたって終始、ご指導を戴いた。ここに深謝の意を表す。本専攻北ゼミの各位には研究遂行にあたり日頃より有益なご討論ご助言を戴いたここに感謝の意を表す。また、日本図書館研究会図書館情報学基礎理論・教育実践資料研究グループの各位には、有益な討論ご助言を戴いたことに感謝の意を表す。

<参考文献>

- 1) 日本図書館情報学会研究委員会編『電子図書館—デジタル情報の流通と図書館の未来』勉誠出版, 2001. 11.
- 2) 国立国会図書館関西館『図書館新世紀 国立国会図書館関西館開館記念シンポジウム記録集』日本図書館協会, 2003.8.
- 3) 藤原良雄編集『図書館アーカイブズとは何か』(別冊 環 15) 藤原書店, 2008.11.
- 4) 国立国会図書館総務部『国立国会図書館開館60周年記念シンポジウム記録集 知識は我らを豊かにする』国立国会図書館総務部, 2009.
- 5) 高鍬裕樹「デジタル環境下の図書館」(350号記念特集「図書館・図書館学の発展—21世紀初頭の図書館」I 総論)『図書館界』61(5), 2009.9, p.322-331.
- 6) 湯浅俊彦「出版流通と図書館—21世紀最初の10年間—」(350号記念特集「図書館・図書館学の発展—21世紀初頭の図書館」V 図書館資料(情報源))『図書館界』61(5), 2009.9, p.519-527.
- 7) 石川幸憲『Kindleの衝撃:メディアを変える』毎日新聞社, 2010.1.
- 8) 長尾真『電子図書館 新装版』岩波書店, 2010.3.
- 9) 柳与志夫『千代田図書館とはなにか:新しい公共空間の形成』ポット出版, 2010.3.
- 10) 西田宗千佳『i Pad vs Kindle 日本を巻き込む電子書籍戦争の舞台裏』エンターブレイン, 2010.3.
- 11) 山本 順一「2009(平成 21)年著作権法改正と図書館サービス」『図書館雑誌』104(3) (通号 1036)

- 2010.3, p.158-159.
- 12) 佐々木俊尚『電子書籍の衝撃:本はいかに崩壊し、いかに復活するのか?』ディスカヴァー・トゥエンティワン, 2010.4.
 - 13) スティーブン・ウインドウォーカー『Kindle 解体新書』日経 BP 社, 2010.5.
 - 14) 林信行『i Pad ショック:i Phone が切り拓き, i Pad が育てる新しいビジネス』日経 BP 社, 2010.6.
 - 15) 「特集 活字メディアが消える日」『中央公論』125(6) (通巻 1514 号) 2010.6, p.151-175.
 - 16) 「特集 デジタル書籍に未来はあるのか」『本の窓』33(5)(通巻 296 号) 2010.6, p.2-21.
 - 17) 『電子書籍の基本からカラクリまでわかる本』洋泉社, 2010.6.
 - 18) Tim Mathe『クラウドセキュリティ&プライバシー リスクとコンプライアンスに対する企業の視点 THEORY/IN/PRACTICE』オライリー・ジャパン, 2010.6.
 - 19) 中西秀彦『我, 電子書籍の抵抗勢力たらんと欲す』印刷学会出版部, 2010.7.
 - 20) 植村八潮『電子出版の構図: 実態のない書物の行方』印刷学会出版部, 2010.7.
 - 21) 高島利行[ほか]『電子書籍と出版: デジタルネットワーク化するメディア: 2010 年代の「出版」を考える』ポット出版, 2010.7.
 - 22) 村瀬拓男『電子書籍の真実』毎日コミュニケーションズ, 2010.7.
 - 23) 『「電子書籍」襲来で危機に晒される未来の「言論の自由」』『世界』806 号 2010.7, p.196-204.
 - 24) 「サイバーワールド「電子化」で図書館はどうかわかる?」『ニュートン』30(8), 2010.8, p12.
 - 25) 「特集 電子書籍を読む!」『ユリイカ』42(9) (通巻 584 号) 2010.8, p.57-200.
 - 26) 「特集 2 電子書籍は本の未来を変えるのか?」『ダ・ヴィンチ』17(9) (通巻 197 号) 2010.9, p.168-177.
 - 27) 湯浅俊彦『電子出版学入門 改訂 2 版』出版メディアパル, 2010.9.
 - 28) 歌田明弘『電子書籍の時代は本当に来るのか?』筑摩書房, 2010.10.
 - 29) 中村伊知哉, 石戸奈々子『デジタル教科書革命』ソフトバンク クリエイティブ, 2010.10.
 - 30) 「特集・電子書籍入門」『週刊ダイヤモンド』99 (42), 2010.10.16, p.28-95
 - 31) 津野海太郎『電子本をバカにするなかれ: 書物史の第三の革命』国書刊行会, 2010.11.
 - 32) 萩野正昭『電子書籍奮戦記』新潮社, 2010.11.
 - 33) 池澤夏樹[編]『本は, これから』岩波書店, 2010.11.
 - 34) 高橋 暁子『電子書籍 (Kindle/iPad/Google Edition) の可能性と課題がよ〜くわかる本』秀和システム, 2010.11.
 - 35) 川崎堅二, 土岐義恵『電子書籍で生き残る技術: 紙との差, 規格の差を乗り越える』2010.11.
 - 36) 国民読書年記念国際シンポジウム「本を読むという文化—デジタル時代における展開 - 創造性とアクセスを育む手段としての著作権 -」開催日: 2010 年 12 月 1 日・2 日 <http://www.ndl.go.jp/jp/event/events/sympo1201.html> [引用日: 2011-12-23]
 - 37) 西田宗千佳『電子書籍革命の真実: 未来の本 本のミライ』エンターブレイン, 2010.12.
 - 38) 戸田覚『電子ブック自炊完全マニュアル: あなたの本棚をデジタル化する方法』東洋経済新報社, 2010.12. 太田浩平「国立国会図書館蔵書電子化レポート」『月刊 IM』49 (12) (通巻第 479 号), 2010.12, p.8-11.
 - 39) 湯浅 俊彦「【連載】電子書籍から出版コンテンツデータベースへ 第 1 回 電子書籍をどのようにとらえるか」『月刊 IM』49 (12) (通巻第 479 号), 2010.12, p.13-15.
 - 40) 湯浅 俊彦「【連載】電子書籍から出版コンテンツデータベースへ 第 2 回 電子書籍をめぐる出版界と図書館界」『月刊 IM』50 (1) (通巻第 480 号), 2010.12. 日本画像情報マネジメント協会, p.13-15
 - 41) 湯浅 俊彦「連載 電子書籍から出版コンテンツデータベースへ 第 3 回 電子納本制度と出版コンテンツデータベース」『月刊 IM』50 (2) (通巻第 480 号), 2010.12, p.26-28
 - 42) 「電子書籍は普及するのか (厳選 110 テーマ, 最速 60 分で早読み! 2011 年大予測)」『週刊東洋経済』(6301)2011.1, p141.
 - 43) 太田 克史, 蓮見 清一「侃々諤々 電子書籍と本の未来 (厳選 110 テーマ, 最速 60 分で早読み! 2011 年大予測)」『週刊東洋経済』(6301)2011.1, p142-143.
 - 44) 立入勝義『電子出版の未来図』PHP 研究所, 2011.1.
 - 45) 堤祐司『電子書籍の作り方—EPUB, 中間ファイ

ル作成からマルチプラットフォーム配信まで』技術評論社, 2011.1.

- 46) 「ず・ぼん編集委員座談会 図書館と電子書籍 ただいま iPad 貸出中?」『ず・ぼん』No.16 (図書館とメディアの本) 2011.1, p5-25.
- 47) 「インタビュー 津田大介 著作物をどんどん開いていこうよ 図書館員なら知っておきたい電子化が変える本の世界」[前掲注 46]『ず・ぼん』p26-43.
- 48) 野村総合研究所『2015年の電子書籍 現状と未来を読む』東洋経済新報社, 2011.3.
- 49) 『電子出版への道』(OnDeck アーカイブ Vol.1) インプレスジャパン, 2011.4.
- 50) 「特集1 サービス, 端末, コンテンツは? 電子書籍時代の幕開け」『日経パソコン』(第 628 号) 2011.6.27, p.50-65.
- 51) 「[特集]電子書籍と電子図書館」『図書館雑誌』105(6)(通号 1051) 2011.6, p.368-386.
- 52) 杉山誠司, 常世田良, 家瀬淳一「電子化の浸透下, 図書館サービス・ポリシーを再確認する」『図書館界』63(2)(通号 359) 2011.7, p.196-203.
- 53) 間部豊「電子書籍・電子図書館に関する動向と今後の課題」『情報メディア研究』10 (1) 2011, p.45-61.
- 54) 南徹「米国の書店チェーン倒産による読書環境の変化と日本の電子書籍ビジネス - ボーダーズの閉店に遭遇して-」『Journal of Informatics』8(2) 2011, p.23-31.
- 55) 特集「図書館電子化への課題」『ず・ぼん』No.17 (図書館とメディアの本), ポット出版, 2011.12.

<注>

¹ <http://www.apple.com/jp/>[引用日: 2011-12-23]

² <http://www.amazon.com/>[引用日: 2011-12-23]

³ GSM (Global System for Mobile Communications) が海外では事実上の世界標準となっていたが, 日本は当初, 独自の PDC (Personal Digital Cellular) 方式が使われていたため, 日本の携帯電話メーカーの国際進出が困難となっていた。

⁴ <http://books.google.co.jp/>[引用日: 2011-12-23]

⁵ <http://www.ebookjapan.jp/ebookjapan/>[引用日: 2011-12-23] 電子書籍販売サイト ebookjapan を運営する株式会社イーブックイニシアティブジャパンに移行し, マンガを中心に 5 万冊以上をリリースしている。

⁶ <https://www.publishinglink.jp/>[引用日: 2011-12-23] 電子出版物の企画・開発に関する事業及び携帯電話向

け電子配信サービスに関する事業等

⁷ ソニーの LIBR!e は, コンテンツの少なさから日本では失速するが, アメリカにおいて, 「SONYReader」としてプラットフォームを定着させ成功している。逆に, 日本にこのデバイスと SONY ストアとして, 電子書籍販売のプラットフォームが入ってきた形となっている。

⁸ <https://weblibrary-chiyoda.com/>[引用日: 2011-12-23]

⁹ <http://www.lib-sakai.jp/>[引用日: 2011-12-23]堺市立図書館の電子図書館のページは, <https://dnp-cms.d-library.jp/SKI01/>である。

¹⁰

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu02_01000001.html[引用日: 2011-12-23] 『平成 22 年度「新 ICT 利活用サービス創出支援事業」に関する提案の公募』の中で電子出版の動向として, 「電子出版に関する技術的課題の解決, 電子出版ビジネスの基盤となる技術の確立, 民間による標準規格の策定やルールの確立が急務」であるとして提案を公募している。

¹¹ 萩市立萩図書館 <http://hagilib.city.hagi.lg.jp/>[引用日: 2011-12-23]

¹² <http://current.ndl.go.jp/node/18730>[引用日: 2011-12-23] 「静岡県立中央図書館, 「電子図書館体験プロジェクト」を開始」2011 年 7 月 22 日

¹³ <http://current.ndl.go.jp/node/18812>[引用日: 2011-12-23] 「電子図書館実証実験, 札幌市中央図書館でも実施へ」2011 年 8 月 3 日

¹⁴ <http://aebs.or.jp/>[引用日: 2011-12-23] AEBS (Association for E-publishing Business Solution), 「ABES NewsLetter Voi.1」2010 年活動報告 (<http://aebs.or.jp/pdf/AEBSNewsLetter001.pdf>[引用日: 2011-12-23])

¹⁵ <http://aebs.or.jp/organization.html>[引用日: 2011-12-23] 電子出版制作・流通協議会設立趣意より引用

¹⁶ <http://ip.tosp.co.jp/>[引用日: 2011-12-23]

¹⁷ 垂直統合型とは, 一社ですべての工程を行うシステムをとっている企業のことである。対するシステムとして, 「水平分業」がある。

¹⁸ <http://mobilebook.jp/index.html>[引用日: 2011-12-23] モバイルブック・ジャーニーは電子出版流通プラットフォーム事業 (取次事業) に参入。

¹⁹ <http://www.maruzen.co.jp/top/index.html>[引用日: 2011-12-23]

²⁰ <http://www.trc.co.jp/>[引用日: 2011-12-23]

²¹ 図書館システムにおけるクラウドコンピューティングについては, 吉田大祐「クラウドコンピューティングの概要と図書館」『図書館雑誌』105 (4) (通巻 1049 号) 2011.4, p.209-211 にクラウド活用の効果と課題が示されている。

22

<http://www.mofo.com/files/Uploads/Images/110207-Privacy-in-the-Cloud.pdf>[引用日：2011-12-23]

February 14, 2011, Privacy in the Cloud: A Legal Framework for Moving Personal Data to the Cloud By Christine Lyon and Karin Retzer

²³ <http://www.ipa.go.jp/>[引用日：2011-12-23]2004年1月5日に設立された独立行政法人情報処理推進機構 (Information-technology Promotion Agency. Japan) が情報処理振興事業協会の業務等を承継

²⁴ <http://dli.grainger.uiuc.edu/national.htm>[引用日：2011-12-23]

²⁵ <http://current.ndl.go.jp/ca996>[引用日：2011-12-23]植月敏二「CA996・GII 電子図書館プロジェクト：情報社会に関する G7 関係閣僚会合」カレントアウェアネス No.188, 1995.4.20.この中で「11 の共同プロジェクトが打ち出された。(1) 各国の情報化計画に関するデータベース構築, 2) 広域ネットワークの相互運用性の実験, 3) 遠隔地を結んだ教育や訓練, 4) 電子図書館, 5) 電子博物館・美術館, 6) 環境・天然資源管理, 7) 緊急危機管理, ネットワーク開発促進, 8) 世界的な医療・福祉への協力体制, 9) 政府情報ネットワーク, 10) 中小企業の電子取引ネットワーク, 11) 海事情報ネットワーク。」と紹介されている。

²⁶ <http://kindai.ndl.go.jp/>[引用日：2011-12-23] 国立国会図書館が所蔵する明治・大正・昭和前期刊行図書のデジタル画像を収録する。

²⁷

<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/data/ndlelc-jpn.pdf>[引用日：2011-12-23]

²⁸http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1001007_po_c_toushin.pdf?contentNo=1[引用日：2011-12-23]

²⁹

http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/data/s_toushin_5.pdf[引用日：2011-12-23]

³⁰ デジタル化されたコンテンツの著作権保護を目的に機械的処理され、複製等に制限を加える著作権保護技術の総称。

³¹ マイグレーションとは、プログラムやデータの移行、変換作業のことである。

³²

http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/elib_standardproject.html[引用日：2011-12-23]

³³

<http://unesdoc.unesco.org/images/0013/001331/133171e.pdf#page=80>[引用日：2011-12-23]

³⁴

http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=17721&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html[引用日：2011-12-23], 日本語仮訳：

<http://www.mext.go.jp/unesco/009/005/003.pdf>[引用日：2011-12-23]

³⁵

http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/elib_plan2004.html[引用日：2011-12-23] 2004年2月17日策定

³⁶

http://www.kantei.go.jp/jp/keizaitaisaku2010/keizaitaisaku_step2.pdf[引用日：2011-12-23]

³⁷

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/index.htm>[引用日：2011-12-23]

³⁸ 長尾真, 遠藤薫, 吉見俊哉『書物と映像の未来』岩波書店, 2010, p.14.

³⁹ 糸賀雅児「地域電子図書館構想と〈無料原則〉のゆくえ(特別研究例会報告)」(文責：村岡和彦)『図書館界』51(4) 1999.11, p.220-224.この特別研究例会報告を受けて, 北克一「図書館サービスの公共経済学的視点—糸賀雅児氏の提言—」1999.11, p.226-230.で, 糸賀提言の分析がされている。

⁴⁰ 高須次郎「電子納本と長尾国立国会図書館長構想の問題点」『新文化』第2872号, 2011.2.3.

⁴¹ 湯浅俊彦「誤解されている長尾構想」『新文化』第2876号, 2011.3.3.

⁴² <http://ryuutai.com/>[引用日：2011-12-23]出版流通対策協議会(略称・流対協)は, 1978年末, 公正取引委員会の橋口委員長が「本の再販制廃止」発言をしたことに対して, 反対の意思表示をした出版社80社によって, 1979年1月に結成され, ①出版再販制度の擁護, ②差別取引の解消, ③小規模出版の流通確保, という三つの活動方針を掲げている。2011年現在98社が会員である。

⁴³ 湯浅俊彦『出版流通合理化構想の検証 ISBN 導入の歴史的意義』ポット出版 2005.10に, 日本図書コード, ISBN(国際標準図書番号)導入に伴う, 国立国会図書館と出版界の議論が詳しく記されている。また, 同著者「ISBN論争から見た日本の出版流通：書誌情報・物流情報のデジタル化から出版コンテンツのデジタル化へ」『図書館界』58(6), 2007.3, p.306-318.では, 2007年から国際基準の変更に合わせてISBNを13桁化する方針が決まったことと, ウェブ上のコンテンツへのISBNの付与についての論争が記されている。

⁴⁴ 村上泰子, 杉本節子, 北克一「国立国会図書館電子図書館構想の変遷と課題—合意形成過程としてみた「長尾構想」を中心に」『図書館界』62(2)(通巻352号) 2010.7, p.128-137.

⁴⁵ 「資料デジタル化に関する協議」

http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization_consult.html, 「国立国会図書館所蔵資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会 第一次合意事項」

http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization_agreement01.pdf, 平成21年度当初のメンバー構成：

http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization/kyogikai_meibo0903.pdf[引用日：2011-12-23]

⁴⁶ インターネットメディア総合研究所編集『電子書籍

ビジネス調査報告書 2011』インプレス R&D, 2011.7, p17.

⁴⁷ Comparing top lines: Apple vs. Microsoft 2011.9.29

<http://www.asymco.com/2011/09/29/comparing-revenues-apple-and-microsoft/>[引用日: 2011-12-23]参考として、アップルとマイクロソフトの売上推移比較がある。アップルは製品ごとの推移を示している。それによると、iphone の急成長と、新しいデバイスとして登場した、ipad の成長の推移がわかる。

⁴⁸ インターネットメディア総合研究所編『電子出版ハンドブック 2011』インプレス R&D, 2011.3, p.36.

(OnDeck 2011年2月3日号掲載)

⁴⁹ <http://store.apple.com/us/>[引用日: 2011-12-23]

⁵⁰ [前掲]注 48 (OnDeck 2011年1月18日号掲載) p.40.

⁵¹

<http://phx.corporate-ir.net/phoenix.zhtml?c=176060&p=irol-newsArticle&ID=1565581&highlight>[引用日: 2011-12-23] (2011.5.19.) アマゾンでは、2011年4月以降、紙の書籍の売り上げが落ちていない中で、紙の書籍 100 に対して Kindle 本は 105 冊の割合で売れていると発表。

⁵² <https://kdp.amazon.com/self-publishing/signin/>[引用日: 2011-12-23] 2011年1月21日に KindleDTP

(Digital Text Platform) から、Kindle Direct Publishing に改名された。同時に、今まで米国、UK がロイヤルティ 70%対象であったが、カナダにも適用されるようになった。

⁵³

<http://www.google.co.jp/googlebooks/library.html>[引用日: 2011-12-23] この時点での、提携図書館: 慶應義塾大学, バイエルン州立図書館, Committee on Institutional Cooperation (CIC), ハーバード大学, ゲント大学付属図書館, カタロニア国立図書館, ニューヨーク公立図書館, オックスフォード大学, プリンストン大学, スタンフォード大学, カリフォルニア大学, マドリッド コンプルテンセ大学, ローザンヌ大学図書館, ミシガン大学, テキサス大学オースティン校, バージニア大学, ウィスコンシン大学マディソン校

⁵⁴ ITpro (Nikkei BP net) 2011.3.23, 「Google Books めぐる集団訴訟, 連邦地裁が修正和解案を認めず」<http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/NEWS/20110323/358605/>[引用日: 2011-12-23]

⁵⁵ <http://www.authorsguild.org/>[引用日: 2011-12-23]

⁵⁶ <http://www.publishers.org/>[引用日: 2011-12-23]

⁵⁷ グーグルブックサーチに関して、フェアユースと著作権の問題については、小泉直樹「グーグル・フェアユース・表現の自由」『世界』(802) 2010.3, p.84-90, 日本におけるこの和解問題については、明石昇二郎「グーグルはなぜ撤退したのか 「グーグル検索和解」問題と「書籍デジタル化」の行方」『同書』(p.91-101.),

竹内一正「著作権保護上問題が多いグーグルブック検索」『エコノミスト』87 (64) 2009.11.24, p.36-37, 麻田 真衣, 許斐 健太「グーグル「ブック検索」, 日本出版界への波紋」『週刊東洋経済』(6197) 2009.4.18, p.26-27. の記事がある。

⁵⁸ 米ニューヨーク南地区連邦地方裁判所判決文 2011年3月22日,

http://www.authorsguild.org/advocacy/articles/scott-turow-on-google.attachment/google-books-opinion-6724/Google%20Books%20Opinion%2005_CIV_8136.pdf[引用日: 2011-12-23]

⁵⁹ 提出した「クラスアクション当事者確認申請書」

<http://thepublicindex.org/docs/motions/990-memorandum-in-support.pdf>[引用日: 2011-12-28]

⁶⁰ 記事の出典: hon.jp Day Watch 2011-12-14

09:43:37「Google Book Search 裁判が再開, 米作家団体 The Authors Guild が当事者確認書類を裁判所に提出」<http://hon.jp/news/1.0/0/2959/>[引用日: 2011-12-28]

「Google ブックスをめぐる訴訟, 再開に向けた動きが始まる」カレントアウェアネス・ポータル 2011年12月28日, <http://current.ndl.go.jp/node/19836/>[引用日: 2011-12-28] 「Class Action Filed in Google Books Case」Information Today 2011-12-19,

<http://newsbreaks.infotoday.com/NewsBreaks/Class-Action-Filed-in-Google-Books-Case-79495.asp>[引用日: 2011-12-28]

⁶¹ 名和小太郎『著作権 2.0 ウェブ時代の文化発展を目指して』NTT 出版, 2010.7, p.10.

⁶²

http://www.wipo.int/treaties/en/ip/berne/trtdocs_wo001.html[引用日: 2011-12-23]

⁶³ [前掲]注 61, p.15-16, 名和がここでいう著作権 1.0 とは 19 世紀末の知的環境が色濃くしみついたベルヌ条約の概念を指す。この著作のタイトルでもある著作権 2.0 は、グーグルがオプトアウトという方法で、現行著作権法の組み換えを要求してきたことに対して、この新しい方法を、ウェブ 2.0 にならって、こう呼んだ。

⁶⁴ ローレンス・レッシング『CODE—インターネットの合法・違法・プライバシー』山形浩生・柏木亮二訳 翔泳社, 2001, 2007 年に『CODE VERSION 2.0』山形浩生訳, [同社]で出版されている。

⁶⁵

<http://online.wsj.com/article/SB10001424052748704271804575405181858061108.html>[引用日: 2011-12-23]

2010年8月3日「Pricing of E-Books Draws Increased Antitrust Scrutiny」(The Wall Street Journal) 米国コネチカット州検事総長事務局, リチャード・ブルメンソール (Richard Blumenthal) 司法長官は、2010年8月2日に米国 Apple, Amazon が出版社と結んでいるエージェント契約が電子書籍価

格を高く設定しており、反競争的で、独占禁止法違反である可能性があるとして、両社を調査していることを明らかにした。

⁶⁶ リブリエの閲覧可能なファイル形式は、ソニーが独自開発した BBeB (Broad Band eBook) であり、電子書籍配信サイト Timebook Town (ソニーが全額出資) より、60 日間のレンタルという形式であった。コンテンツの少なさや、レンタル形式、独自のファイル形式などが、生産終了の要因ではないかと考えられている。

⁶⁷ <http://www.sony.jp/reader/> [引用日: 2011-12-23]

⁶⁸ <http://www.booklista.co.jp/> [引用日: 2011-12-23] booklista は、ソニー・KDDI・凸版印刷・朝日新聞社の合弁会社であり、電子書籍流通 (取次) 事業、プラットフォーム事業、電子書籍コンテンツ販売事業、プロモーション支援事業など、電子書籍配信プラットフォームを提供・サポートしている企業。

⁶⁹ <http://www.barnesandnoble.com/> [引用日: 2011-12-23]

⁷⁰ nook (<http://www.barnesandnoble.com/nook/index.asp> [引用日: 2011-12-23]) は、液晶バックライト操作画面とコンテンツ表示の電子ペーパーを交互に見る仕様である。2010 年後半からカラー液晶端末の nook Color を発売した。OS は Android である。対応フォーマットは EPUB (プロテクトなしまたは Adobe DRM), PDF。その他文書が XLS, DOC, PPT, PPS, TXT, DOCM, XLSM, PPTM, PPSX, PPSM, DOCX, XLX, PPTX, 画像は JPG, GIF, PNG, BMP, 音声 MP3, AAC, 動画 MP4 に対応している。

⁷¹ <http://www.publishers.org/press/24/> [引用日: 2011-12-23] AAP Publishers Report Strong Growth in Year-to-Year. Year-End Book Sales Wednesday. 16 February 2011

⁷² [前掲] 注 46, p.211 出所: AAP (The Association of American Publishers) [前掲 URL]

⁷³ <http://phx.corporate-ir.net/phoenix.zhtml?c=176060&p=irol-newsArticle&ID=1449176&highlight=> [引用日: 2011-12-23]

⁷⁴ ニコラス・G・カー『ネット・バカ インターネットがわたしたちの脳にしていること』篠木直子訳, 青土社, 2010, p.143.

⁷⁵ <http://www.eink.com/> [引用日: 2011-12-23] SONY Reader は、ディスプレイに E Ink の 16 階調グレースケールが可能な電子ペーパー「Pearl」を採用。

⁷⁶ 「マイクロカプセル型電気泳動方式: 基材面にコーティングされた透明なマイクロカプセルの中に、帯電した白と黒の粒子があり、電圧を掛けて顔料粒子を移動させることで表示します。」

(http://www.toppan.co.jp/products_service/denshi_paper/index.html [引用日: 2011-12-23] 米国 E Ink 社

と提携したトッパンの E ink 電子ペーパーの説明)

⁷⁷ 代表的電子取次事業者: モバイルブック・ジェーピー (前掲 URL, 大日本印刷グループ, 他に ASP 事業 サイトシステム構築, 運営サポート, コンテンツ提供などの事業), ビットウェイ

(<http://www.bitway.co.jp/> [引用日: 2011-12-23] 凸版印刷より分社), デジブックジャパン

(<http://www.dbook.co.jp/> [引用日: 2011-12-23] 凸版印刷系の電子書籍取次)

⁷⁸ 大日本印刷・NTT ドコモ・丸善 CHI ホールディングスの共同出資会社であるトゥ・ディファクト

(<http://www.2dfacto.co.jp/>) が運営する電子書籍販売 サイト honto (<http://hon-to.jp/>) などがある。 [引用日: 2011-12-23]

⁷⁹ たとえば, 出版社の電子書籍サイトは, <http://ebook.shogakukan.co.jp/> (小学館 eBooks), 書店系の電子書籍サイトは, <http://bookweb.kinokuniya.co.jp/> (紀伊国屋 BookWeb) などがある。 [引用日: 2011-12-23]

⁸⁰ <http://www.voyager.co.jp/> [引用日: 2011-12-23]

⁸¹ <http://voyager-store.com/risohshoten/> [引用日: 2011-12-23]

⁸² 『週刊ダイヤモンド』99 (42) p.45

⁸³ ロングテールとは, よく売れる商品もあまり売れない商品も, ネット上ではフラットな環境で, 売れなかったものも収入源となるという考え方である。ロングテールの部分が「たくさんあるが, あまり売れない」ものである。ロングテールの形は, 恐竜の形に例えられる。

⁸⁴ <http://www.papy.co.jp/> [引用日: 2011-12-23]

⁸⁵ 統計数値の出典は, 『出版年鑑 2011 年版』(出版年鑑編集部編, 出版ニュース社) である。

⁸⁶ <http://www.ebj.gr.jp/> [引用日: 2011-12-23] eBOOK Japan 電子書籍コンソーシアム ブックオンデマンドシステム総合実証実験

⁸⁷ 携帯小説が書籍化され, ベストセラーになるケースが出てきた。Yoshi 『Deep Love アユの物語』スターツ出版, 2002, がケータイ小説として初めて書籍化された。参考文献として, 本田透『なぜケータイ小説は売れるのか』(ソフトバンク新書 063) ソフトバンククリエイティブ, 2008 杉浦由美子『ケータイ小説のリアル』(中公新書ラクレ 279) 中央公論新社, 2008, などがある。

⁸⁸

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/shuppan/index.html [引用日: 2011-12-23] 構成員は,

http://www.soumu.go.jp/main_content/000057699.pdf [引用日: 2011-12-23] のとおりであり, 長尾国立国会図書館長も入っている。

⁸⁹ <http://jukugi.mext.go.jp/archive/468.pdf> [引用日: 2011-12-23] 文部科学省「学校教育の情報化に関する懇談会 (第 10 回)」における配布資料「デジタル教科書・

教材, 情報端末WG 検討のまとめ」2011.2.4. 参考文献として, 中村伊知哉『デジタル教科書革命』ソフトバンククリエイティブ, 2010.10. 伊勢呂裕史「主な国のデジタル教科書・教材の動向 (特集 日本の情報教育の現状と課題)』『教育展望』57 (9). 2011.10, p.40-44.などがある。

90

http://www.soumu.go.jp/main_content/000075191.pdf[引用日: 2011-12-23]この報告の概要には, 「知の拡大再生産の実現」「オープン型電子出版環境の実現」

「『知のインフラ』へのアクセス環境の整備」「利用者の安心・安全の確保」の4つの柱がある。その方向性とアクションプランとして, ①「著作物・出版物の権利処理の円滑化推進に関する検討会議(仮称)」の設置 ②個々の出版物の特性に応じた契約の円滑化に向けた実証実験の実施 ③出版社への権利付与に関する検討 ④「電子出版日本語フォーマット統一企画会議(仮称)」の設置 ⑤海外デファクト標準への日本語対応に向けた日・中・韓連携 ⑥「電子出版書誌データフォーマット標準化会議(仮称)」の設置 ⑦「デジタル・ネットワーク社会における図書館のあり方検討協議会(仮称)」の設置 ⑧サービスの高度化に向けた実証実験の実施という8項目が示されている。

91 [前掲]注90, p43.

92 「総務省: 電子出版環境整備事業(新ICT利活用サービス創出支援事業)」

http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/shinict.html この事業における公立図書館の電子書籍利活用については, ビジネス支援図書館推進協議会と株式会社ミクプランニングとの共同プロジェクト「図書館デジタルコンテンツ流通促進プロジェクト」として, 図書館デジタルコンテンツ流通促進プロジェクト(概要版)

<http://www.unisys.co.jp/unicity/pdf/soumu-project1.pdf>, 図書館デジタルコンテンツ流通促進プロジェクト(報告書)

<http://www.unisys.co.jp/unicity/pdf/soumu-project2.pdf>, 公立図書館における電子書籍利活用ガイドライン(案)概要

<http://www.unisys.co.jp/unicity/pdf/soumu-project3.pdf>が出されている。[引用日: 2011-12-23]

93

<http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/denshishoseki/index.html>[引用日: 2011-12-23] 構成員は,

<http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/denshishoseki/houkoku.html>[引用日: 2011-12-23]のとおりである。

94 「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」報告は,

<http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/denshishoseki/pdf/houkoku.pdf>, 同概要は,

<http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/denshishoseki/pdf/gaiyou.pdf>[引用日: 2012-2-16]である。この報告は, 2012年1月10日に公表されている。その概要を見ると, 国会図書館のデジタル化資料について, 各家庭までの送信を目標としつつ, 「一定の範囲, 条件のもとに公立図書館等で利用可能となるよう, 著作権法の改正を行うことが適当。」としていることと, テキスト化による全文検索を可能とすること, また, デジタル化資料の民間事業者等への提供については, 「国会図書館と民間事業者等が連携した新たなビジネスモデルの開発が必要。」とし, 「環境整備のための関係者間における協議の場等を設置することや, 有償配信サービスの限定的, 実験的な事業の実施なども検討することが必要。」であるとしている。

95 クラウドコンピューティングのシステムとしては, SaaS(インターネット経由のソフトウェアパッケージの提供。), PaaS(インターネット経由のアプリケーション実行用のプラットフォームの提供。), IaaSまたはIaaS(インターネット経由のハードウェアやインフラの提供。)がある。

96 <http://booklive.jp/> [引用日: 2011-12-23]

97

<http://www.kantei.go.jp/jp/it/kihonhou/pdfs/honbun.pdf>[引用日: 2011-12-23]

98 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/>[引用日: 2011-12-23]

99

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/060119honbun.pdf>[引用日: 2011-12-23]

100 関口和一「グローバル時代の情報通信産業と政府の役割」『未来を作る情報通信政策 世界に学ぶ日本の針路』国際大学グローバル・コミュニケーション・センター編著, NTT出版, 2010.12, p.9-10. また, この中で, 海外のIT戦略についても概要が記載されている。

101

http://www.soumu.go.jp/main_content/000066358.pdf[引用日: 2011-12-23]

102

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/saigai/01kiban04_02000030.html[引用日: 2011-12-23]総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成23年度第2四半期(9月末))」その中で, 「FTTHアクセスサービス」は, 「光ファイバー回線でネットワークに接続するアクセスサービス(集合住宅内等において, 一部に電話回線を利用するVDSL等を含む。)」であると説明されている。FTTHに関しては, 具体的な統計数値は, その「別紙」

(http://www.soumu.go.jp/main_content/000139223.pdf[引用日: 2011-12-23]p.7-9)に「FTTHの契約数は11年9月末で2, 142.3万(前期比2.4%増)と増加が続いている。」とされ, FTTH契約数の推移等の

統計データが公表されている。

103

http://www.soumu.go.jp/main_content/000094806.pdf[引用日：2011-12-23]

104 <http://www.uqwimax.jp/service/wimax/>[引用日：2011-12-23]

105 無線 LAN を利用したインターネットへの接続サービスを利用できる場所、ホットスポット、アクセスポイントとも呼ばれ、鉄道駅や空港、ホテル、喫茶店やファストフードなどの飲食店などがそのポイントとなる。公共施設でも提供しているところがある。フレッツ・スポット (NTT 東日本, NTT 西日本), Mzone (NTT ドコモ), ホットスポット (NTT コミュニケーションズ), BB モバイルポイント (ソフトバンクテレコム), ソフトバンク Wi-Fi スポット (ソフトバンクモバイル), livedoor Wireless (ライブドア), Wi2 300 (ワイヤ・アンド・ワイヤレス), eo モバイル (ケイ・オプティコム), UQ Wi-Fi (UQ コミュニケーションズ), au Wi-Fi SPOT (KDDI/沖縄セルラー電話) などが有料でサービスを提供している。

106 <http://emobile.jp/>[引用日：2011-12-23]

107 [前掲]注 90, p11, 図 13

108 <http://idpf.org/>[引用日：2011-12-23]

109 デファクトスタンダードは、市場の実勢によって標準とみなされるようになった規格であり、デジュレスタンダードは公的機関や標準化機関によって標準とされた企画である。

110 <http://idpf.org/epub/30/>[引用日：2011-12-23]

111

http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/denshishoseki/11/pdf/shiryo_2.pdf[引用日：2011-12-23]

112 著作隣接権は、文化庁のホームページ

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/gaiyou/chosaku_rinsetuken.html[引用日：2011-12-23]を参照。そこで記されている定義は、「著作物の公衆への伝達に重要な役割を果たしている者（実演家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者）に与えられる権利」としている。その発生は、「実演、レコードの固定、放送又は有線放送を行った時点で発生する（無方式主義）。」、保護期間は、「実演、レコード発行、放送又は有線放送が行われたときから 50 年間」である。著作権法第 4 章が著作隣接権についての条文である。

113

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/21_houkaisei.html[引用日：2011-12-23]

114

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/21_houkaisei_horitsu_gaiyou.pdf[引用日：2011-12-23]

115 国立国会図書館の資料電子化は、画像による電子化にメタデータを付したものであり、本文をテキスト化していないため、全文検索はできない。

116 著作権法第 31 条 2 において、「電磁的記録を、(中略) 当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。」としている。

117 常世田良「図書館による被災地への情報提供と公衆送信権」『図書館雑誌』105 (8) (通巻 1053 号) 2011.8, p506-507. に公衆送信権と著作権法上の課題が論じられている。また、日本図書館協会の復興支援サイトとして <https://www.libeaid.jp/jla/>[引用日：2011-12-23] がある。

118 「図書館間貸出ワーキングチーム報告書」(2011.3, http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/pdf/ill_hokoku_1103.pdf[引用日：2011-12-23]) によると「文化庁著作権課の回答により、現行著作権法の下では、デジタル化資料を用いた図書館間貸出 (配信又は媒体に複製しての貸出) は行うことができないこと、図書館間貸出に代わる措置としては著作権法第 31 条第 1 項第 3 号の規定に基づく複製物の提供が可能であることが確認された。」とある。

119

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/contents_kyouka/2011/dai5/gijiroku.html[引用日：2011-12-23] コンテンツ強化専門調査会 (第 5 回) 議事録担当府省：総務省、文化庁、経済産業、2011 年 1 月 17 日開催

120

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/contents_kyouka/2011/dai5/siryou2_6.pdf[引用日：2011-12-23]「公共図書館による書籍の電子配信に関する意見発表」糸賀雅児 (慶應義塾大学)

121

<http://itunes.apple.com/us/app/alice-for-the-ipad/id354537426?mt=8#>[引用日：2011-12-23]

122

<http://www.ryumurakami.com/utaukujira/pc.html>[引用日：2011-12-23]サイトのトップページには、「その壮大なる世界観よりインスパイアされた美しいアートワークと荘厳な音楽。それらを全て融合し、全く新しい小説が今ここに誕生した。」と記されている。

123

<http://www.bookclub.kodansha.co.jp/kodansha-novels/1005/special/>[引用日：2011-12-23]

124 北克一「図書館活動、電子資料と著作権」『図書館界』54 (2) 2002.7, p.70

125

<http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/denshishoseki/12/index.html>[引用日：2011-12-23] 2011 年 9 月 30 日開催

126

http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/denshishoseki/12/pdf/sanko_1.pdf[引用日：2011-12-23]「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議「デジタル・ネットワーク社会に

おける図書館と公共サービスの在り方に関する事項」に係るまとめに関する意見募集の実施について（意見募集要領）募集期間：2011年9月26日～2011年10月14日

127

http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/denshishoseki/11/pdf/shiryu_1.pdf [引用日：

2011-12-23] 『『デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスのあり方に関する事項』に係るまとめ』（平成23年9月1日決定）の中で、国立国会図書館から地域の公共図書館に対して、送信されたデータの利用方法として、送信先におけるプリントアウトを認めないことでおおむね意見が一致している。また、国立国会図書館からの送信サービスに係る対象出版物を、「基本的に相当期間重版していないものであるとともに、電子書籍として配信されていないなど一般的にその出版物の存在の確認が困難である「市場における入手が困難な出版物」等とすることが適当であると考えられる。」としている。さらに、「段階の制限をしないことが適当である」としている。

¹²⁸ 政令の根拠法として、著作権法第27条（公衆送信権）及び第31条の2が関係すると考えられるが、現行では公衆送信権は権利制限とはなっていない。

129

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/housei/h21_shiho_07/pdf/shiryu_3_2.pdf [引用日：

2011-12-23] 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会（第7回）議事録 平成22年1月20日「権利制限の一般規定ワーキングチーム報告書」

¹³⁰ <http://creativecommons.org/>（米国）、特定非営利活動法人クリエイティブ・コモンズ・ジャパン（日本）<http://creativecommons.jp/> [引用日：2011-12-23]

クリエイティブ・コモンズについて論じたものに、野口祐子「多様化するコンテンツと著作権・ライセンス」『ブックビジネス2.0』実業之日本社、2010.7, p.141-178, 野口祐子『デジタル時代の著作権』（ちくま新書867）筑摩書房、2010.10, 渡辺智暁, 野口祐子「オープンアクセスの法的課題：ライセンスとその標準化・互換性を中心に」『情報の科学と技術』60（4）2010, p.151-155.がある。

¹³¹ <http://creativecommons.jp/licenses/#licenses> [引用日：2011-12-23]

¹³² 公共貸与権については、南亮一「「公貸権」に関する考察—各国における制度の比較を中心に」『現代の図書館』40（4）2002.12, p.215-231, 同著者「動向レビュー 公共貸与権をめぐる国際動向」『カレントアウェアネス』(286) 2005.12.20, 日本図書館協会, 国立国会図書館関西館図書館協力課編, p.18～21.

(<http://current.ndl.go.jp/files/ca/ca1579.pdf> [引用日：2011-12-23]), 前田章夫「公共貸出権 (Public

Lending Right) について (シンポジウム「図書館サービスと著作権」, <特集>第43回研究大会) 『図書館界』54（2）, 2002.7, p.58-65, において概要と各国の導入状況などが説明されている。

¹³³ 著作権法（貸与権）第26条の3 著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。）をその複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供する権利を専有する。

¹³⁴ 「貸与権及び貸出権並びに知的所有権分野における著作権に關係する権利に關する1992年11月19日の欧州理事会指令」 Council Directive 92/100/EEC of 19 November 1992 on rental right and lending right and on certain rights related to copyright in the field of intellectual property (通称:「92年貸与権指令」) において、EC全加盟国に貸与権を設けることが義務付けされている。

¹³⁵ ドイツ、オーストリア、オランダなどが著作権法の枠内で補償金制度を実施している。

136

<http://archive.ifla.org/III/clm/p1/PublicLendingRight.htm> [引用日：2011-12-23]

<http://current.ndl.go.jp/e318> [引用日：2011-12-23]

¹³⁷ 「公貸権に關するIFLAの立場」カレントアウェアネス-E E318 No.57 2005.04.20 :

<http://current.ndl.go.jp/e318> [引用日：2011-12-23]

¹³⁸ 著作権法第38条5 映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設（営利を目的として設置されているものを除く。）で政令で定めるもの及び聴覚障害者等の福祉に關する事業を行う者で前条の政令で定めるもの（同条第二号に係るものに限り、営利を目的として当該事業を行うものを除く。）は、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第二十六条に規定する権利を有する者（第二十八条の規定により第二十六条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。）に相当な額の補償金を支払わなければならない。

¹³⁹ イギリスの公貸権制度については、株式会社シー・ディー・アイが受託した「諸外国の公共図書館に關する調査報告書（平成16年度文部科学省委託事業／図書館の情報拠点化に關する調査研究）」2006.3.

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/houkoku/06082211/006.pdf [引用日：

2011-12-23] p.104-106.) の報告が詳しい。それによると「UKでは、著作権法とは別に1979年に公貸権法

(Public Lending Right Act 1979) を定めている。この公貸権法のもとで、1982年に、図書館の資料貸出し

冊数に応じて補償金を支払うことを規定し、200,000,000ポンドの資金をもって、制度の運用を開始した。公貸権の適用範囲は、市民が借りることを前提とした図書館の所蔵する資料であり、ブックモバイル（BM）などの資料も含まれる。公貸権の存続期間は、言語や美術などの著作物の保護期間と同じ、著作者の生存期間プラス70年である。現在この制度は、文化・メディア・スポーツ省により所管されている。」

（同報告書 p.105.）と報告されている。また、イギリスの電子書籍と公貸権の最新動向では、カオリ・リチャーズ「CA1754-動向レビュー：英国における公貸権制度の最新動向―「デジタル経済法2010」との関連で」（カレントアウェアネス NO.309, 2011.9.20,

<http://current.ndl.go.jp/ca1754>[引用日：2011-12-23])において、2010年の「デジタル経済法」(Digital Economy Act 2010)との関わりから電子書籍における公貸権制度の問題、リーマンショック後の公貸権制度の財源である中央基金の補助金の削減問題、公貸権事務局(Public Lending Right Office)自体の廃止と新しい団体へと引き継がれたことなど、最近の動向が報告されている。

¹⁴⁰ 南はこの原因として、「図書館における貸出しと著作者や出版社の経済的利益の損失との因果関係に対する疑問や、制度が導入された際の業務増大への不安感、財政的な影響および支出の困難さを解決する必要があるためではないか」(「前掲」注132『現代の図書館』40(4)2002.12, p.218-219)と分析している。

¹⁴¹ 著作者人格権には、公表権(著作権法第18条)、氏名表示権(同法第19条)、同一性保持権(同法第20条)があり、著作財産権とは違い、他人に譲渡することができない。